

第 1 号

9月5日 (月)

平成28年第4回氷川町議会定例会会議録（第1号）

平成28年9月5日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 議事日程（第1日目）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

追加日程第1 発議第7号 氷川町議会広報調査特別委員会条例を廃止する条例について

追加日程第2 発議第8号 氷川町議会永田義昭議長の不信任決議案について

追加日程第3 発議第9号 永田義昭議員及び江寄悟議員に対する議員辞職勧告決議案について

日程第 4 行政報告

報告第 3号 宮原まちづくり株式会社の経営報告について

報告第 4号 平成27年度氷川町財政健全化判断比率等の報告について

日程第 5 承認第 7号 専決処分の報告及び承認について

日程第 6 承認第 8号 専決処分の報告及び承認について

日程第 7 議案第30号 氷川町職員の降給に関する条例の制定について

日程第 8 議案第31号 氷川町職員の退職管理に関する条例の制定について

日程第 9 議案第32号 氷川町税条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第38号 氷川町災害による被害者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定について

日程第11 議案第33号 平成28年度氷川町一般会計補正予算（第5号）について

日程第12 議案第34号 平成28年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第13 議案第35号 平成28年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第14 議案第36号 平成28年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第15 議案第37号 氷川町道路線廃止について

- 日程第16 認定第 1号 平成27年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第 2号 平成27年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第 3号 平成27年度氷川介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第 4号 平成27年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第 5号 平成27年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第 6号 平成27年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 同意第 1号 氷川町教育委員会委員の任命について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番 河 口 涼 一	2番 清 田 一 敏
3番 長 尾 憲二郎	4番 上 田 俊 孝
5番 江 崎 悟	6番 三 浦 賢 治
7番 松 田 達 之	8番 片 山 裕 治
9番 米 村 洋	10番 笠 原 良 一
11番 上 田 健 一	12番 永 田 義 昭

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 草 野 信 一 書 記 河 野 香 織

6. 説明のため出席した者の職氏名

町 長 藤 本 一 臣 副 町 長 平 逸 郎
 教 育 長 太 田 篤 洋 総 務 課 長 陳 野 信 次
 企画財政課長 森 田 寿 也 税 務 課 長 岩 本 博 美

町民環境課長	野田俊明	健康福祉課長	増永光幸
農業振興課長	尾村幸俊	農地整備課長	前田昭雄
建設下水道課長	前崎誠	総務振興課長	木本栄一
商工観光課長	西田美子	会計管理者	濤岡美智代
学校教育課長	稲田和也	生涯学習課長	沖村眞一
農業委員会事務局長	星田達也	代表監査委員	本田孝志

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成28年第4回氷川町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（永田義昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、5番、江寄悟君、6番、三浦賢治君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（永田義昭君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月6日までの2日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月6日までの2日間とすることに決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（永田義昭君） 日程第3、諸般の報告を行います。

今回受理した請願・陳情等は、お手元に配りました請願・陳情等一覧表のとおりです。この1件は資料を配付します。

例月出納現金検査並びに備品監査が実施され、その報告書が提出されていますので報告します。なお、報告書は議会事務局に保管してありますので、自由に閲覧願います。

次に、平成28年第1回八代広域行政事務組合議会臨時会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。なお、この会議録は議会事務局に保管してありますので、ご自由に閲覧願います。

次に、平成28年7月28日に、熊本県町村議会議長会理事会が熊本市で開催され、議長が出席しましたので報告します。

次に、平成28年8月1日に、熊本県町村議会議長会正副議長研修会が熊本市で開催され、正副議長が出席しましたので報告します。

次に、平成28年8月23日に、熊本県町村議会議長会議会常任委員長・議運委員長研修会が美里町で開催され、松田委員長と江崎委員長が出席しましたので報告します。

これで、諸般の報告を終わります。

-----○-----

- 6番（三浦賢治君） 議長。
- 議長（永田義昭君） はい、三浦賢治君。
- 6番（三浦賢治君） 動議をお願いします。
- 議長（永田義昭君） はい。
- 6番（三浦賢治君） 動議については、氷川町議会広報調査特別委員会条例を廃止する条例でございます。よろしくをお願いします。
- 議長（永田義昭君） お諮りします。ただいま、三浦賢治君から発議第7号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1を議題にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。発議第7号を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定しました。
- 追加日程第1、発議第7号、氷川町議会広報調査特別委員会条例を廃止する条例についてを議題にします。提出者の説明を求めます。
- ちょっと休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時05分

再開 午前10時11分

-----○-----

- 議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
- お諮りします。ただいま、三浦賢治君から発議第7号が提出されました。これを発議第7号を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定しました。

-----○-----

追加日程第1 発議第7号 氷川町議会広報調査特別委員会条例を廃止する条例について

- 議長（永田義昭君） 追加日程第1、発議第7号、氷川町議会広報調査特別委員会条例を廃止する条例についてを議題にします。
- 提出者の説明を求めます。三浦賢治君。
- 6番（三浦賢治君） 皆さん、おはようございます。

発議第7号、氷川町議会議長永田義昭殿。提出者、氷川町議会議員三浦賢治。賛成者、氷川町議会議員米村洋。氷川町議会広報特別委員会条例を廃止する条例。

上記の議案を、別紙のとおり（地方自治法第112条並びに会議規則第14条2項）会議規則第14条1項及び第2項の規定により提出します。

氷川町議会広報特別委員会条例を廃止する条例について、氷川町議会広報調査特別委員会条例（平成22年3月29日条例第5号）は、廃止する。附則、この条例は、平成28年9月7日から施行する。

提案理由。議会活動を町民に報告する唯一の情報機関として、平成22年3月に広報調査特別委員会が設置され、広報誌が発行されてまいりました。その間、広報誌の充実を図るため研修にも積極的に参加し誌面作りに努力してきましたが、記事の不公平な部分や議会活動を懸念する内容が多々あり、議会と町民の間に不信感が生じ広報誌の重要性が失われたもので、直ちに廃止して、町民の皆さんに直接対話する座談会方式に移行することが、議会活動の情報発信に繋がるので、広報調査特別委員会を廃止する。

以上です。

○議長（永田義昭君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（永田義昭君） 起立多数です。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

○9番（米村 洋君） 議長。

○議長（永田義昭君） はい、米村洋君。

○9番（米村 洋君） 永田義昭議長の不信任案の動議を提出します。

○議長（永田義昭君） はい。米村洋君。動議の趣旨を簡単に説明願います。

しばらく休憩します。

○9番（米村 洋君） 議長、議長、動議を出したんだから、議長に対しての不信任案

の動議だから、議長が結局日程に加えるか加えんか言って、退席、除斥しなきゃいかんのじゃないの、議長。

○議長（永田義昭君） いやいや。これ配付してからです。

○9番（米村 洋君） 局長。文面ば読ませちゃいかんよ、議長の不信任案の文面は。

○議長（永田義昭君） ただいま米村洋君から、氷川町議会議長永田義昭君を信任しない。議長の不信任決議案の動議が提出されました。この動議は、賛成者がありますので、成立しました。

お諮りします。この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 第2ですね。すみません、追加日程第2です。第2として議題とすることに異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

ただいまから、議案作成のためしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時18分

再開 午前10時36分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

追加日程第2 発議第8号 氷川町議会永田義昭議長の不信任決議案について

○議長（永田義昭君） 追加日程第2、発議第8号、氷川町議会永田義昭議長の不信任決議案についてを議題とします。

私は当事者でありますので、地方自治法第117条の規定によって退場します。

これより、議長の職務を地方自治法第106条の規定により副議長に行わせま
す。

[永田義昭議員 退場]

○副議長（上田健一君） 議長が退場されましたので、地方自治法第106条の規定によって、議長の職務を私、副議長が行います。

ここで提出者の説明を求めます。米村洋君。

○9番（米村 洋君） 発議第8号、平成28年9月5日、氷川町議会永田義昭議長の不信任案決議案を提案いたします。上記の議案は別紙のとおり、地方自治法112

条並びに会議規則第14条第1項及び第2項の規定によって提出します。

提案理由は、平成28年8月5日、氷川町宮原の桜屋での勉強会の終了後、議長らは八代市内に行って飲食しております。翌日の午前0時頃、某運転手所有の軽自動車の定員4名と知っていながら、議長らは4名が乗車したため運転手を含め5名の乗車となり、定員オーバーの道路交通法違反の状態です。八代市内から氷川町まで乗車しております。これは、道路交通法第57条（乗車又は積載の制限等）の違反であります。罰則6カ月以下の懲役又は10万円の罰金となっております。

議長はこの違反を知りながら、なぜ乗車されたのか。道路交通法で検挙された時はどのような対処をされるつもりだったのか。

3月議会において、飲酒運転等疑惑で不信任案決議案を提出されていながら、また交通安全協会の監査として指導する立場でありながら、運転手に指導することなく軽自動車の運転をさせたことは、議長が違反行為に加担したと言っても過言ではないかと思えます。

このような疑惑を招く軽率な行動によって、議会を代表する議長として議会の信用を失墜させ、議長の職責に対する危機管理が全くできていないと思えます。議長が自ら議長職を辞して責任を取るべきではないでしょうか。

よって、議長不信任決議案を提出します。

○副議長（上田健一君） ここで提出者の説明が終わりました。これから、提出者に対する質疑を行います。質疑ありませんか。河口議員。

○1番（河口涼一君） ただいま提出されましたこの文書の中身について、お尋ねをしたいと思えますが。

まず、事実の確認ですが、8月5日に勉強会。

○副議長（上田健一君） ちょっと河口議員。米村議員こっち。

○1番（河口涼一君） はい、副議長。

○副議長（上田健一君） どうぞ。

○1番（河口涼一君） それでは事実の確認をいたしたいと思えますが、8月5日に勉強会をされたのちに八代市内まで何人かで出掛けられて、その後ここに示してあります時間に4名の定員に5名乗車して帰って来られたということですが、これはどういうふうにして事実の確認をなさったところですか。まあ事実だということどこにお出しになっているんだと思えますが、ちょっとその経緯をお願いします。

○9番（米村 洋君） ええ、8月5日翌日、某運転手からこういう証言をいただいたところであります。

○副議長（上田健一君） 河口議員。

○1番（河口涼一君） 重ねてお尋ねしますが、この某運転手という方も一緒に市内ま

でお出掛けになって、それから4名どなたが乗車されたのかここではわかりませんが、合わせて5名が乗車して来られたと。これも事実だということで、それぞれ皆さんお認めになったということでよろしいですか。

○9番（米村 洋君）　そうです。それでいいと思います。

○副議長（上田健一君）　ほかにありませんか。

○9番（米村 洋君）　いいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（上田健一君）　これで質疑を終わります。質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「議長、あれ。本人の弁明。」という者あり〕

○副議長（上田健一君）　ないみたいです。せんとだろ。

〔「ないということですか。」という者あり〕

○副議長（上田健一君）　発言しないということで。

〔「発言しない。ということは、承認しとるということですね。」という者あり〕

〔「承認したということですか。これを。」という者あり〕

○副議長（上田健一君）　それを認めたということだろ。

〔「これを承認したということですよ。大事なことですよ。」という者あり〕

○副議長（上田健一君）　いや、そこは確認はしてないですね。

〔「それは、ここへ来てその、するべきじゃないですか。これに対して本当なのか嘘なのか。」という者あり〕

〔「弁明する時間を設けとるということになりますから、本人は弁明しないということですか。」という者あり〕

○副議長（上田健一君）　発言はしないということで、事務局には届けてあるみたいです。

〔「じゃあ、承認したということですね。」という者あり〕

〔「しないんですから、認める認めないの発言をしないということでしょ。」という者あり〕

○副議長（上田健一君）　発言はしないということですね。笠原良一君。

○10番（笠原良一君）　3月議会では、されておりますね。これは常習的にしておられるのではないかと、私は思います。3月議会では飲酒運転疑惑はべらべらとしゃべられました。皆さん、ご存じのとおりです。今回していないというのは、ちょっとそのへんの温度差があると思います。

はい、終わります。

○副議長（上田健一君）　ほかにありませんか。三浦議員。

○6番（三浦賢治君） ここに来て弁明しないということは、これをもう認めたということですか。

○副議長（上田健一君） 立ってから、起立して。

○6番（三浦賢治君） ここで弁明をされないということならば、もう事実ということで認めていいわけですか。

〔「その解釈でしょ。」という者あり〕

○6番（三浦賢治君） そこのところ、議長、しっかり。

○副議長（上田健一君） ちょっと再度、休憩します。私が確認してみます。

-----○-----

休憩 午前10時46分

再開 午前10時51分

-----○-----

○副議長（上田健一君） 休憩前に続きまして、会議を開きます。

ただいま三浦議員より、ここの会場での発言に対して、ここで発言をするのかということ、私今確認しましたところ、もうしないということ。ということはですね。はい、三浦議員。

○6番（三浦賢治君） ということは、もう認められたということですね。

○副議長（上田健一君） ということに、はい。

〔「認められたということですね。」という者あり〕

○副議長（上田健一君） はい。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論は何かありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副議長（上田健一君） はい。これから、発議第8号、永田義昭君に対する不信任決議案を起立により採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（上田健一君） 起立、あの起立同数です。議長採決として、私は反対します。したがって、本案は否決されました。

以上をもちまして、私、副議長は議長の職務を降ります。

[永田義昭議員 入場]

○議長（永田義昭君） 発議第8号の審議のため、退席しておりましたが、再び議長の職務に復帰します。進みます。

-----○-----

○9番（米村 洋君） いいですか議長、動議ですよ、また。

○議長（永田義昭君） 動議ですか、はい。

○9番（米村 洋君） 永田義昭議員と並びに江寄悟議員の辞職勧告決議案を動議として提出します。

議長、議事日程諮って追加してだね、議長、粛々やらんといかんでしょ。

○議長（永田義昭君） ただいま米村洋君から、永田義昭議員及び江寄悟議員に対する議員辞職勧告決議案の動議が提出されました。この動議は賛成者が1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

お諮りします。この動議を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

ここでしばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時57分

再開 午前11時08分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 再開いたします。

ただいま米村洋君から、永田義昭議員及び江寄悟議員に対する議員辞職勧告決議案についての動議が提出されました。この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

お諮りします。この動議を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに異議はありませんか。江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 今回の決議案の議案を見せてもらったんですけども、この議員辞職勧告ですので、議案としては永田議員、江寄の議員辞職それぞれで私は提出すべきもので、これは同一で一緒にこれを採決するというのは問題があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（永田義昭君） ただいま江寄悟君から、別々にという意見が出ましたが。

○9番（米村 洋君） それは必要ないですよ。両方に対してのですね、やっとなんてすから。

○議長（永田義昭君） ちょっと休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時10分

再開 午前11時24分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

追加日程第3 発議第9号 永田義昭議員及び江寄悟議員に対する議員辞職勧告決議案について

○議長（永田義昭君） 追加日程第3、発議第9号、永田義昭議員及び江寄悟議員に対する議員辞職勧告決議案についてを議題とします。

本案件については、地方自治法第117条の規定に関わる議員の退席を願います。私も当事者ですので。

[永田義昭議員、江寄悟議員 退場]

○5番（江寄 悟君） 局長、弁明はしません。

[「議長。さっきの別々にするのか同時にするのか結論が出ておりません。」という者あり]

[「結論、出とるですたい。採決は、1人ずつ採決するとでしょ。」という者あり]

[「いやいや、1人ずつ採決するから片方の方は採決のときには参加しなとなれば。」という者あり]

[「いや、議長、1つ忘れておるですよ。」という者あり]

[「そんなの何かあったときは、私がまとめて何人も……。」という者あり]

[「副議長、追加してね、除斥は自分らでできんから。江寄議員の名前が入ってないから、今の議長は。自分だけ除斥すると言ってるから。彼が除斥しとっとだから。」という者あり]

○副議長（上田健一君） なら、居てもらわななんですたい。

[「だから、言うて。副議長から言うて。」という者あり]

[「採決のときには1人は、1人ずつしなはらんばおかしゅうなっでしょ。」という者あり]

○副議長（上田健一君） これが始まる前ですが、米村議員より江寄議員は除斥は、発言議長よりなかったということですが、よろしいですか。このまま進めても。

[「はい」と呼ぶ者あり]

[「だから副議長から、議長変わりましたから除斥としますと言うたらいいですよ。」という者あり]

[「議長、公平忠実にですね。」という者あり]

○副議長（上田健一君） はい。

[「議長ね、あのう追加してくださいよ。今、議長とその永田義昭議員と江寄議員

を除外になりましたということ。」という者あり]

○副議長（上田健一君） 報告するんですね。会議を始めます。今、永田議長と江寄議員が退場されましたので報告しておきます。

〔「いや、「承認します」と言ってください。」という者あり〕

○副議長（上田健一君） 承認します。では、地方自治法第160条の規定によって議長の職務を私、副議長が行います。

ここで提出者の説明を求めます。米村洋君。

○9番（米村 洋君） 発議第9号、平成28年9月5日、永田義昭議員及び江寄議員に対する辞職勧告決議案をいたしたいと思います。上記の議案を別紙のとおり、地方自治法112条並びに会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案の理由。平成28年8月5日、氷川町宮原の桜屋で勉強会の終了後、永田義昭議員と江寄議員らは八代市内に行って飲食をしている。翌日の午前0時頃、某運転手所有の軽自動車の定員が4名と知っていながら、両議員は4名が乗車したため運転手を含め5名の乗車となり、定員オーバーの道路交通法違反の状態です。八代市内から氷川町まで乗車している。これは道路交通法第57条（乗車又は積載の制限等）の違反であり、罰則は6カ月以下懲役又は10万円以下の罰金となっています。

両議員はこの違反を知りながら、なぜ乗車されたのか。道路交通法違反で検挙された時はどのように対処されるつもりだったのか。議員として職責に対する危機管理は全くなく、議員として倫理観が欠如しております。

このような疑惑を招く軽率な行動によって、両議員が議会の権威、信用を失墜させたことは無視するわけにはいきません。両議員が違反行為に加担したと言っても過言ではありません。両議員は自ら責任を取って議員を辞職するべきだと考えます。

よって、永田義昭議員と江寄悟議員に対し議員辞職勧告決議案を提出します。

○副議長（上田健一君） これから、提出者に対する質疑を行います。質疑はありますか。河口議員。

米村議員、登壇をお願いします。

○1番（河口涼一君） ちょっと本来の意味からすると質疑とずれるかもしれませんが、今回お二人を同時に提案をされておりますが、内容が一緒だから同時に審議をするということで実施をされると思いますけれども、これが決議に至ってはそれぞれお一人お一人を。

○9番（米村 洋君） 河口議員、私に対しての質疑でありますから。

- 1番（河口涼一君） いえいえ、まだ続きますから。質疑ということで、提案者はよろしいですね。そういうご理解でいいですね。
- 9番（米村 洋君） どういうことですか。もう1回言ってください。
- 1番（河口涼一君） ですから、今、2人同時に辞職の勧告の提案されてますが、これを採決をするときに、議決をするときには、当然2人とも一緒に議決をするということではなくて、永田さんそれから江崎さんということで採決をしていただかないと、これはあの。
- 9番（米村 洋君） いえ、それは質疑になっていません。私の質疑に対して。
- 1番（河口涼一君） ですから、そういう意味での提案ということでよろしいんですね。
- 9番（米村 洋君） ですから、それに対しての質疑になっていません。
- 1番（河口涼一君） いやいや。ですから、そういう意味で考えて提案しているんですよ。
- 9番（米村 洋君） それは質疑の論点が外れていますよ。注意してください。
- 1番（河口涼一君） いや、ですから決議までほぼ一緒にやるんですかという話ですよ。この2人一遍に決議ということはできるんですか。
- 9番（米村 洋君） 私に対してね、私が提案したのは、道路交通法違反でこの乗車ね、軽に4名しか乗れないのに5名に乗車したということの辞職勧告決議案を提案しておるんですから、今の河口議員の質疑は論点が外れてますから。議長から注意してください。
- 1番（河口涼一君） いやいや、それはわかってますけど。
- 9番（米村 洋君） わかってるんだったら、やらないでください。
- 1番（河口涼一君） じゃあ、両方一緒に決議をすることということも含めて提案しているんですかということを知っているんですよ。
- 9番（米村 洋君） いや、わかってるんだったら。いや、あなたの対しての質疑の論点が外れてますからね。
- 1番（河口涼一君） 決議は別にせんとですね、議員としての。
- 9番（米村 洋君） 答弁はできません。
- 1番（河口涼一君） だったら1人で3人も4人も一遍に出したら。
- 9番（米村 洋君） 議長ね、あなたね1つ言うけどね、これは1事案だから、1つの事案だから、と解釈してもらって構いません。
- 1番（河口涼一君） 1つの事案じゃあ結構ですから、採決するときには。
- 副議長（上田健一君） 河口議員、県のほうはね。
- 9番（米村 洋君） それは、採決は関係ないで。

- 副議長（上田健一君） 一緒によかて。
- 1番（河口涼一君） 2人一遍に。
- 副議長（上田健一君） 構わん、うんよか。という返事もらってます。
- 9番（米村 洋君） 構わないですよ。
- 1番（河口涼一君） じゃあ、今後1人で何人も一遍にすれば変わってきますね。
- 9番（米村 洋君） あのね、ちょっと注意してくださいよ。質疑にね、質疑と私に
対しての疑義があるから、疑義にあることに対して質疑してください。
- 1番（河口涼一君） そこまでわかった上で質問しているんですか、ということですから、そうですと答えていただければ。
- 9番（米村 洋君） あなたね、今ね、副議長言ったでしょ。県の見解、地方自治法
に辞職勧告決議案が載ってないんですよ。ね、県の見解を今調べたらね、同一であ
っても構いませんという答申がきているわけですよ。
- 1番（河口涼一君） それは、何人もいいということですね。わかりました、進めて
ください。
- 9番（米村 洋君） はい。
- 副議長（上田健一君） ほかに、ありませんか。片山議員。
- 8番（片山裕治君） 今回、先ほど議長の辞職勧告が出たわけですが、それ成立
しました。今回2名。
- 9番（米村 洋君） 不信任案。
- 8番（片山裕治君） はい、不信任案。で、今回また2名で連名で出すというこ
とは、議会制民主主義の、多数決にちょっと反すると考えますけれども、米村議員さ
んはどういうお考えですか。今回の2名出すということに対して。
- 9番（米村 洋君） これはですね、1つのこれはね、最初の提案は議長に対しての
不信任案。議長としての資格はないですよと提案しているわけですよ。しかし、こ
れはね勧告、議員としてあるまじき行為だということで提案しているわけですよ。
そのへんのところ、片山議員、ご理解いただきたいと思います。
- 副議長（上田健一君） よろしいですか。質疑ありませんか。
[「ありません」と呼ぶ者あり]
- 副議長（上田健一君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。三浦議員。
- 6番（三浦賢治君） これ江寄議員も辞職勧告があつとりますが、これ江寄議員は、
認めるわけですか。
- 副議長（上田健一君） 私ですか。
- 6番（三浦賢治君） 江寄議員。この内容について、江寄議員は認められるわけす

か。

○副議長（上田健一君） 江寄議員はですね、事務局に発言はしないからということでありますので。

○6番（三浦賢治君） そういうことは、もう認めたということですね。そのところをはっきりしてくださいよ。認める、認めん。そら先ほども一緒じゃなかったじゃなかですか。議長が尋ねに行かれた。発言はしない。じゃあ、認めたっですねと言ったら、認めましたということだったじゃないですか。だけど議長として、公平なやり方をやっていただきたいと思います。

○副議長（上田健一君） はい、米村議員。

○9番（米村 洋君） 提案者の質疑とはちょっとおかしいですけどね、先ほど江寄議員に対しても永田議員に対しても、公弁の時間は与えることになっていますから、何で正々堂々と出て来て自分に対して公弁しないのか。先ほど議長が、不信任案の時にですよ、認めるということ副議長を通じて認めるということの間接的な答弁でなくて、何で本人が堂々と来てですよ、謝罪をするなりしてですよ、軽率であったというような謝罪をするのが普通じゃないかと思うんですよね。そして、まずいことはやらない。それはちょっとおかしいんじゃないですか。だから、これは例えば先ほどもこの行政犯として処罰されるのは運転手です。本人たちは何も関係ありません。しかし、それを知っていながら乗車するという、違反行為を知っていながら乗車するとその行為が議員の辞職に値するという見解ですよ。また議長不信任案に値するというのが私の見解であります。

○副議長（上田健一君） じゃ、議長の、あれです、失礼しました。江寄議員の確認取らんといかんですかね。

〔「はい。」という者あり〕

○9番（米村 洋君） いや、いいです。確認取らなくても本人がもう認めたと言ってね、というようになりますから。もう議長が認めとるんだから江寄議員も認めたということで公弁しないと思いますよ。

○副議長（上田健一君） それで進めてよろしいですか。

○9番（米村 洋君） いいですよ。はい。なら、いかんだったなら副議長議長、確認してきてください。三浦議員からこういう提案をされとるということで。自分が背任的な行為じゃなかったら堂々として、登壇して公弁してほしいということをおっしゃってください。

○副議長（上田健一君） すみません。ちょっと休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時41分

再開 午前11時42分

-----○-----

○副議長（上田健一君） 議会を再開します。

江寄議員のほうより、弁明の申し出がありましたので、弁明を許可します。江寄議員。

○5番（江寄 悟君） 議長のお許しを得ましたので、弁明というよりもこの日、夜の件について少しお話をさせてもらいたいと思います。

実は、今、米村議員のほうから提出された案件については、そのとおりです。で、私は某運転手の方は私の先輩で、ちょうどその12時頃、某運転手の先輩は飲んでおられなかったのがお願いして乗せてもらいました。私が前の席に乗りまして、議長も含めて3人乗られたときには運転手、先輩の方は「よかよか」て言わしたもんで、そのまま本当に先輩には某運転手の方には申し訳なかったなど、今、反省しているところです。

今回、議員辞職勧告を受けましたので、今後このようなことがないように精一杯頑張って議員をやらせてもらいたいと思っております。

以上です。よろしいですか。

○副議長（上田健一君） はい、どうも。

○9番（米村 洋君） 議長。

○副議長（上田健一君） はい。

○9番（米村 洋君） ちょっと、江寄君、残とって。

○5番（江寄 悟君） 私に質疑はないんでしょ。

○9番（米村 洋君） ないけど。じゃ、いいよ、質疑するけん。

○5番（江寄 悟君） 質疑、議長、私に質疑はないんでしょ。

○9番（米村 洋君） 今、質疑するでいいたい。おったい。

○1番（河口涼一君） 今もう、討論まで終わったわけだけん。今度。

○副議長（上田健一君） ちょっと休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時44分

再開 午前11時45分

-----○-----

○副議長（上田健一君） 会議を行います。三浦議員。

○6番（三浦賢治君） 今、江寄議員のように、やっぱり男らしく弁明なりをすればいいわけですよ。それを固辞してしないということは、私も氷川地区の交通安全協会もやっております。その中の監査です。一番重要なところでございます。皆さんを

指導する立場の人が軽乗用車に5人乗ってくるという自体が、もう間違うとっとじやなかですか。もう少し議長も危機管理を持って、議会のたんびでしょ。1回でもスムーズにいったことなかでしょ、今まで。やっぱりそういう危機管理をもって、やっぱり取り組んでもらわんと私はいかんと思いますよ。そして、副議長にも議長にもやっぱり公正な裁きをお願いしたいと思います。

○副議長（上田健一君） 米村議員。

○9番（米村 洋君） 暫時、ちょっと休憩をお願いします。よかでしょうか。

○副議長（上田健一君） はい、休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時46分

再開 午前11時53分

-----○-----

○副議長（上田健一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。米村議員。

○9番（米村 洋君） ただいま、江寄議員がああやって男らしく謝罪をされましたから、江寄議員に対しての辞職勧告決議の提案は取り下げたいと思います。諮ってください。

○副議長（上田健一君） ただいま、提出者より江寄議員を取り下げという申し出がありました。賛成の人は挙手をお願いします。

○9番（米村 洋君） いや、私を取り下げと言うんだから賛成はいりませんよ。取り下げますから。

○副議長（上田健一君） ちょっと休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時54分

再開 午前11時56分

-----○-----

○副議長（上田健一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

今、米村議員より取り下げが撤回されましたので、ご報告します。これでほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（上田健一君） これで討論を終わります。

これから、発議第9号、永田義昭議員及び江寄悟議員に対する辞職勧告決議案を。

[「議長すみませんが、1人1人やっていただきたいんですが、いいですか。採決は。」という者あり]

○副議長（上田健一君） 一緒にせんといかんそうですよ。

〔「それはないでしょ。」という者あり〕

〔「議長、さっきこれ一緒に提案できないんですかという話の時に、採決ば含めて全部一緒にないということだったですよ、県の回答は。それ説明してください、そこを。局長。どういうふうな。」という者あり〕

○事務局長（草野信一君） この日程は議案が1つになっておりますので、1つの議案として賛成か反対かの議決をしていただきたい。

〔「だからね、両方ということじゃなくて、永田議員に対してはどうなのかと、江寄議員に対してはどうなのかということで、別々にやるのが普通じゃないの。」という者あり〕

○事務局長（草野信一君） それでしたら、2つの発議という形。

〔「そうじゃないて。採決は別々にやらんとならんて。」という者あり〕

〔「それが県がそう回答したらしいです。」という者あり〕

〔「そうじゃないて。採決の時はなただけ議長に対してはどうですかと、そして江寄議員に対してはどういうんですかということで、諮らなきゃならんと思いますよ。それが議員辞職の議員の身分をね思ったかということ・・・。」という者あり〕

〔「それをさっき、私の立場でお尋ねしたわけですね。したら、それはできないという回答があったわけでしょ。できないという回答がありましたと。いや、議案は最初から採決まで含めて1つの議案ですから。そういうことですね。もう、はっきりお答えになったほうがいいですよ。」という者あり〕

○副議長（上田健一君） 米村議員。1つの議案だけん、一緒に採決していいんじゃないですかね。

○9番（米村 洋君） あのね、いいですか。例えばね今現在ですよ、例えば1人目は可決する、1人は否決するかもしれないですよ。それはあるんですよ。だからね、永田義昭議員に対してはどうしますかと賛否諮ってですよ、江寄議員には、というような採決を諮っていくという順序でやらなきゃいかんと思いますよ。

〔「いやいや、それは非常に矛盾する理屈であってですね。だったら、これを2つ出せという話ですよ。」という者あり〕

○副議長（上田健一君） ちょっと休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11時58分

再開 午後 0時04分

-----○-----

○副議長（上田健一君） 休憩前に会議を開きます。これから、もう討論はありませんね。

これから、発議第9号、永田義昭議員に対する不信任決議案を起立により採決します。原案のとおり決定することに。

〔「議長、あの江寄さんは帰ってきならんといかんとじゃなかですか。」という者あり〕

〔「違う、違う。関係ないて。」という者あり〕

〔「別々にやるということなら。」という者あり〕

〔「関係ないて。採決は。」という者あり〕

〔「本人はこの採決に。」という者あり〕

〔「関係ないて。除斥は関係ないて。除斥させとかなならんて。」という者あり〕

○副議長（上田健一君） どういう意味ですか、除斥はよかて。

○事務局長（草野信一君） 別々にやって、入ってて。

〔「あのね、除斥は一緒にすれど採決は別々ですよということだよということ。」という者あり〕

○事務局長（草野信一君） じゃ議長のほうからするということで、江寄議員は入席を。

○副議長（上田健一君） 入ってもらわんといかんわけ。じゃあ、江寄議員の入席をお願いします。

〔「いや、入廷はでけんて。できないて、それは。除斥しとるんだから。」という者あり〕

〔「別々にされるなら、いいんじゃないですか。」という者あり〕

〔「あのね、除斥をね一緒にしても、採決は別々ですよということ。除斥は最後まで除斥しとかなだめですよということ。」という者あり〕

○副議長（上田健一君） 難しいな。

〔「局長、言ってる意味がわかる。除斥は一緒にすれど、採決は別々にやらなきゃいかんですよ。その間は除斥は除斥てしとかないかんですよということ。」という者あり〕

〔「事案と内容が一緒だけんですね。」という者あり〕

〔「それこそ、さっき言った議員の人権とか、そん話が全く矛盾する話で、それぞれについて採決するのか、それぞれに1人ずつ交代で入廷せなんですよ、入室せなんですよ。内容は同じ内容で審議したけれども、これ1件1件が。」という者あり〕

〔「採決やってください、除斥したままやってください。1人1人やってくださ

い。」という者あり]

○副議長（上田健一君） 除斥の件で、県のほうに確認するてですよ。もう少し待って
ください。

[「うちの議会はね、議長、県に聞いて確認しなければならない議会なの。」とい
う者あり]

○副議長（上田健一君） 例えばそん手続きが違うとれば、どうするですか。

[「笑われるよ、しかし。」という者あり]

-----○-----

休憩 午後0時07分

再開 午後0時18分

-----○-----

○副議長（上田健一君） 続きまして、会議を開きます。

ただいま議会運営委員会が開かれまして、この発議第9号に対しましてどうい
う採決の方法をとるかということでありましたが、議会運営委員会の中で1人1人の
採決を採っていくということで決定いたしました。

また江寄議員は入れるのかということは、それは何ですかね、除斥でありますの
で入って来られないということでもありますので、報告します。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（上田健一君） これで討論を終わります。

これから、発議第9号、永田義昭議員に対する不信任決議案を起立により採決し
ます。すみません。間違えました。議員辞職。

[「議長、1人1人、永田議員に対しての質疑ありませんか。例えば討論は討論と
いうふうにすればよかたい。それで採決と。」という者あり]

○副議長（上田健一君） 質疑、討論をまたやるんですか。

[「採決ということであればね、採決ということで。」という者あり]

○副議長（上田健一君） 永田義昭議員に対しての討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○副議長（上田健一君） これで討論を終わります。

これから、発議第9号、永田義昭議員に対する議員辞職勧告決議案を起立により
採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（上田健一君） 起立多数です。したがって、本案は可決されました。

続きまして、これからまた発議第9号、江寄悟議員。あ、ちょっと待って俺はこ

こまでじゃなかつたろ。

[「んねんね、あんたでよか。」という者あり]

○副議長(上田健一君) よかったですか。

○9番(米村 洋君) いいですか、議長。

○副議長(上田健一君) はい、米村議員。

○9番(米村 洋君) 先ほど江寄議員が弁明で謝罪をいたしましたから、私はこの辞職勧告決議案の提案を取り下げたいと思います。

○副議長(上田健一君) 今、提出者の米村議員より、江寄議員に対しての辞職勧告決議案の取り下げの申し出がありましたが、許可してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○副議長(上田健一君) よろしいですね。

江寄議員に対しての辞職勧告決議案は取り下げということで報告します。

以上をもちまして、私、議長の職務を降ります。

[「2人を入廷させてください。入場させてください。」という者あり]

○副議長(上田健一君) 永田議員と江寄議員の入場を求めます。

[永田義昭議員、江寄悟議員 入場]

○副議長(上田健一君) 会議を開きます。

ただいま発議第9号、永田義昭議員に対する辞職勧告決議案は起立多数で可決しました。また、江寄悟議員に対する辞職勧告決議案は提案の取り下げということで承認されましたことを報告します。

以上、これで私の職務を解かせていただきます。

○9番(米村 洋君) 局長、あとで取り下げ書が必要だったら取り下げ書は提出しますよ。

局長、昼食をして何時からということをね。

○議長(永田義昭君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

発議第9号の審議のため退席しておりましたが、再び議長の職務に復帰いたします。

それではここで休憩いたします。時間は1時半をお願いいたします。

-----○-----

休憩 午後0時24分

再開 午後1時30分

-----○-----

○議長(永田義昭君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（永田義昭君） 日程第4、行政報告を行います。町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

報告第3号、宮原まちづくり株式会社の経営報告について報告を願います。総務振興課長。

○総務振興課長（木本栄一君） 報告第3号、宮原まちづくり株式会社の経営報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告いたします。

報告にあたりまして、4ページ目までは平成27年度の事業計画書です。報告の規定では地方自治法施行令第173条に毎事業年度の事業計画及び決算に関する書類という規定になっております。そういうことから、当初の計画と見比べいただきながら口頭での事業実績の報告という形になりますので、あらかじめご了承ください。

資料を2枚めくっていただきまして、2ページ目をご覧ください。活動事業の①イベント事業等ですが、TMO主催のイベントや中心市街地で行われる既存のイベントであります初市などは、観光物産協会、商工会との連携を密にしてお互いの相乗効果が得られるような取り組みをいたしました。また、表の間を利用した作品展を12回及びものづくりの体験講座を4回実施し、来客及び喫茶などの売上増になっております。今年は町内の保育園や施設等を招いての絵本の読み聞かせを4回行いました。また、7月に行われた香りをきくイベントではい草製品をはじめ、手づくり石鹸やお茶など7店舗の出店があり、120名程度のお客様でにぎわいました。ひなまつり展においては、町内外からの保育園や福祉施設からのリピーターを含め、毎年たくさんの方にご来場いただいております。今年は14回目を迎えましたが、干支の飾り物をはじめとした作品の展示や創作手毬づくりの体験講座を5回行いました。昨年までは、期間中休館日なしで営業しておりましたが、今年は平常の営業スケジュールどおり、月曜日は休館日といたしました。それでも昨年より600名ほど多い6,822名の来場者でにぎわいました。このことは氷川町のPRに大いに貢献できたとともに、売上増にもつながりました。なお、恒例となりましたわらしべ市を12月に開催し、全国各地のご当地品をはじめ商工会会員の販売可能な株主に声を掛け、物産販売を通じ中心市街地の活性化を図りました。

②エコショップの運営事業ですが、エコショップ清流の事業としてはEM発酵液のこれまでの普及活動を踏まえて、新規の利用者拡大を目指して固定化しつつあるEM発酵液の利用促進を図ることにより、環境学習の一環として町内全小中学校のほか、八代市、芦北町、水俣市など町外の小学校においても少しずつ普及してきています。また町内の老人会や子ども会を含む地域団体に活用され、農家での使用も

見受けられるなど利用が定着していますが、今年は熊本地震による影響が多少感じられているところがございます。

3ページの③中心市街地まちづくり応援団助成事業につきましては、今期において恒例となった氷川公園のイルミネーション事業では、氷川町10周年を記念し町のPRキャラクターである「ひかりん」と人気キャラクターのクレヨンしんちゃんをデザインされました。公園内の樹木に美しいイルミネーションが飾られ、話題性があり、中心市街地のにぎわいに貢献できたと思います。

④の請負事業は、平成22年4月より八代生活環境事務組合クリーンセンター内の不燃物処理業務を請負として契約を行っており、7名の従業員で行っております。また、当初事業計画ではありませんでしたが、平成27年10月1日にプロ野球で活躍された秋山幸二氏のギャラリーがオープンし、その管理業務も受託を始めております。オープン記念式典には、秋山幸二氏本人と蒲島県知事も出席され盛大に行われ、半年間で約8,000人の来客者がありました。しかしながら熊本地震の発生後、来館者が落ち込んでいる状況となっております。

次に、当期の収支についてご報告いたします。7ページの損益計算書でご説明したいと思います。右上の数字をご覧ください。営業収益は2,983万3,156円で前期に比べ約160万円の増額となりました。一方、営業費用は売上原価が300万7,036円、販売費及び一般管理費が2,673万920円となり、これを合わせ2,973万7,956円、これは前期に比べると173万円の増額になります。一番上の営業収益から営業費用を引きました9万5,200円、これは前期と比較すると12万円の減となっております。この営業利益9万5,200円に営業外収益を加えた税引前の当期純利益は、下から3行目9万7,382円となります。これに対します法人税等はその下の9万700円で、当期純利益は一番下の6,682円となっております。

収入の主なものとしましては、これは次の10ページをご覧くださいなのですが、第14期まちづくり収支決算書を付けております。上から喫茶や物産販売等の売上で約430万円、まちづくり酒屋管理委託料で369万円、クリーンセンター請負業務委託料の2,088万円となっております。支出の主なものは社員の人件費で、福利厚生費も含めると2,286万3,183円、物産の仕入れで300万7,036円となっております。

前の8ページをご覧ください。株主資本等変動計算書です。この右から4列目、利益剰余金の合計欄ですが、1段目の当期首残高で458万9,198円、その2つ下当期純利益が6,682円、これを加えまして一番下ですが、459万5,880円となっております。

以上、宮原まちづくり株式会社の経営報告に代えさせていただきます。

○議長（永田義昭君） 報告第4号、平成27年度氷川町財政健全化判断比率等の報告について報告願います。企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） それでは、報告第4号、平成27年度氷川町財政健全化判断比率等の報告についてご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成27年度氷川町財政健全化判断比率等について、別紙のとおり報告いたします。

次のページをお開けください。平成27年度氷川町財政健全化判断比率等の数値を記載しております。この報告は、町の財政状況を国が示す統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応が取られるようにと、関係書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告するものでございます。

早期健全化基準とは、市町村の財政規模に応じて政令で定めた基準でございます。基準を超えた場合は財政健全化計画の策定が義務付けられ、外部監査の導入や起債の借入等に様々な制約が付くこととなります。氷川町の比率であります。実質赤字、それから連結実質赤字がなかったことから、ハイフンで表示をいたしております。

次に、実質公債費比率については8.3%でありまして、早期健全化基準の範囲内にあります。前年が9.7%でありましたので、1.4ポイント減少しております。要因は一部事務組合八代生活環境事務組合、氷川町及び八代市中学校組合の地方債充当負担額の減少、公営企業に要する経費の財源とする地方債償還に充てた繰入金金の減少によるものでございます。将来負担比率については20.1%です。これは家計に例えますと、負債の残高が年収の何年分に相当するかを示した割合でございますが、前年より10.8ポイント減少しています。要因といたしましては、標準税収入額と普通交付税交付決定額の増、下水道事業会計に対する繰入見込額、八代生活環境事務組合負担等見込額の減による将来負担額の減、及び剰余金を財源とした財政調整基金積立額の増による充当可能な財源の増によるものでございます。

次に平成27年度氷川町資金不足比率であります。下水道事業会計、宅地開発事業会計とも資金不足がなかったため、ハイフンで表示をいたしております。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（永田義昭君） これで行政報告を終わります。

-----○-----

日程第 5 承認第 7号 専決処分の報告及び承認について

- 日程第 6 承認第 8 号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 7 承認第 30 号 氷川町職員の降給に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 31 号 氷川町職員の退職管理に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 32 号 氷川町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 38 号 氷川町災害による被害者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 33 号 平成 28 年度氷川町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 12 議案第 34 号 平成 28 年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 13 議案第 35 号 平成 28 年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 14 議案第 36 号 平成 28 年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 15 議案第 37 号 氷川町路線廃止について
- 日程第 16 認定第 1 号 平成 27 年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 認定第 2 号 平成 27 年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 認定第 3 号 平成 27 年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 認定第 4 号 平成 27 年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 認定第 5 号 平成 27 年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 認定第 6 号 平成 27 年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 同意第 1 号 氷川町教育委員会委員の任命について

○議長（永田義昭君） 日程第 5、承認第 7 号、専決処分の報告及び承認についてから日程第 22、同意第 1 号、氷川町教育委員会委員の任命についてまでを一括議題とします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆様、こんにちは。

台風 12 号につきましては、最悪のコースを辿りました。熊本地震におきまして

被災されておりますそれぞれの家屋あるいは農作物等へ、大変その被害を心配したところでありますけれども、大きな被害もなく通過をいたしました。安堵をしているところであります。

本日は平成28年第4回氷川町議会定例会を招集をいたしましたところ、皆様方には大変お忙しい中にお繰り合わせご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より町政の運営にあたりまして格段のご理解とご協力をいただいております。お蔭をもちまして、町政の運営も今順調に進んでおるところでありまして、心より感謝とお礼を申し上げる次第であります。

なお、本定例会につきましても6月定例会同様に、熊本地震における被災者の皆様方への支援・復旧作業を加速化させるとともに、課長並びに職員の負担軽減をかんがみ、議長及び議会運営委員会の皆様方をはじめ、議員各位のご配慮によりまして会期を2日間と定めていただきました。そのご高配に対しまして改めて御礼を申し上げます。

さて、熊本地震の発生から5カ月を迎えようとしております。先月31日の夜には震度4の地震が発生をいたしておりまして、まだまだ余震が続いております。予断を許さない状況にあるということ、認識をしているところであります。そのような中、被災者の皆様方への支援活動並びに復旧復興事業を推進しているところであります。

まず、家屋の半壊以上の世帯を対象とした義援金につきましては、県からの配分を受け全壊世帯へ80万、大規模半壊及び半壊世帯へ40万円を9月2日にそれぞれの世帯に口座振込によりまして支給をしたところであります。

島地仮設住宅につきましては、8月29日に入居をいただいたところでありまして、予定をいたしておりました39戸への入居がすべて完了したというところでございます。

家屋並びに納屋等の解体につきまして、現在までに215件の申請を受け付けております。暫時発注を行っておりますが、解体後の廃棄物の処理作業の能力不足によりまして解体作業が滞っている状況でございます。仮置き場の設置が必要となつてまいりましたので、宇城氷川スマートインターチェンジ横にあります元旦ビューティ工業の企業用地の一部を借用し、仮置き場として利用することといたしました。仮置き場が設置をされますと解体作業が進むものと考えております。

なお、半壊以上の被災者世帯には、災害救助法に基づく様々な支援がなされる一方、一部損壊世帯への支援策は皆無であります。そこで一部損壊世帯の家屋の修理に対しまして、町単独の補助であります住宅リフォーム等促進事業の対象範囲を拡大して適用することといたしました。このことによりまして、一部損壊世帯の修理

に対します支援を行っていきたいと思っておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思えます。

また、農業用施設並びに機械補助等の復旧につきましては、被災農業者向け経営体育成支援事業並びに強い農業づくり事業を活用することとし、県と連携をいたしましてそれぞれ上乗せ補助を行い、被災農家の負担軽減を図りたいと考えておりますので、このことにつきましてもぜひご理解をいただきたいと思えます。

不知火干拓の和鹿島海岸堤防につきましても、相当の被害を受けました。その復旧につきましては、熊本県からの要請によりまして国が事業主体となって行われます。いわゆる、直轄代行で復旧に取り組まれるということが決まっております。

進捗状況といたしましては、査定設計書の作成を終え、財務省と復旧方法や復旧箇所の協議がなされていると聞いております。その後詳細設計を行い、平成29年4月の着工予定と聞いております。

いずれにいたしましても、被災者の皆様方の支援並びに復旧復興事業がこれから本格化するわけでございます。職員と一丸となりまして全身全霊を傾注して推進してまいりますとともに、常に緊張感とそれから被災者の皆様方へ寄り添う姿勢を持って対応してまいりたいと思っております。

さて平成28年度も5カ月を経過をいたしました、主な事業につきましてもの進捗状況を報告をいたします。

当初予算で計上いたしました道路改修事業及び下水道整備事業につきましては、既に着工をしております。桜ヶ丘町営住宅改修につきましては、ただいま業者選定という段階でございまして、これもなるべく早く進めていきたいと思えます。

プレミアム付き商品券の販売事業につきましては、今年は事業費を増額をいたしまして氷川町商工会が実施主体となり進められております。7月1日から販売を始められまして、8月末日ですべて売り切れてしまったと報告をいただいております。今後、町内での買い物に利用されるものと思っております。町内の商工業者並びに経済の活性化に大いに役立つものと期待を寄せているところであります。

住宅リフォーム事業につきましては、本年度も利用が多ございます。8月末現在で申請件数36件、補助決定金額616万円、実工事費にいたしますと4,770万円という金額でありまして、もう4年目を迎えますけれどもこのことにつきましても、それぞれ利用者の皆様方あるいは施工されます建設業の皆様方にも大いに役立っているものと感じております。

い業機械再生支援事業につきましては、8月末現在で申請件数21件、補助金額322万2,000円、予算の執行率にいたしまして36%の状況でございます。このことによりまして、機械の延命化とともに生産性の向上に大いに役立っている

と感じております。なお、懸案でありました草収穫機でありますハーベスタの再生産につきましては試作機械が既に完成をいたしまして、今年の夏に実証実験も実施をされたと聞いております。今年の11月から量産体制に入ることをごぞいまして、順調にいきますと来年の5月には納品ができるという運びでありまして、来年度の収穫から活用できるのかなと考えております。

先日は、吉野梨の台湾への輸出出発式に議員の皆様方もご参加をいただきました。冒頭申し上げましたとおり、今回の台風12号で吉野梨に大きな被害が出るのではないかと心配をいたしておりましたが、申し上げましたとおり大きな被害もなく過ぎたところでありまして、本当によかったなど。昨年が吉野梨のほうは大変な被害を受けておりまして、今年こそはという意気込みで生産者の皆様方も生産をされております。より良い収穫ができればなと願っているところであります。

農業基盤整備事業につきましては、客土暗渠排水及び排水路改修事業につきましては、農地集積加速化のモデル事業を実施しております野津地区・吉野地区及び鹿島地区の要望分につきまして、農地耕作条件改善型によりまして事業を進めているところであります。

また、竜北地区排水対策事業につきましては、県営湛水防除事業で実施をされております。本年度は下流側の一部の用地買収と工事が予定をされていると聞いております。

いずれにいたしましても、国の農業関係予算が厳しい状況にあります。予算確保に向けまして積極的に政府要望等の活動を行う必要があると感じておりまして、議会におかれましても執行部と歩調を合わせていただきまして、要望活動をぜひ展開していただきますよう、よろしく願いを申し上げます。

空き家バンク事業につきましては、今回の震災に関連をいたしまして、その推進を図ったところであります。ただ、なかなかご理解が得られず、登録件数につきましては伸び悩んでいる状況にありまして、このことにつきましてもこれからもしっかりと力を入れてまいりたいと思っております。どうぞ、議員各位におかれましても、まず空き家バンクへの登録をぜひお勧めをいただければなと思えます。

大空町との交流事業におきましては、8月4日から8月8日までの5日間、本町の中学2年生16名を大空町へ研修派遣を行いました。様々な体験とともに、大空町の子どもたちとの交流を通して友好の絆を深めてくれたところであります。

また9月20日から23日までの4日間、大空町より7名の皆様方が来町されます。梨マラソン大会への参加あるいは梨狩り、みかん狩り等の体験を通して、相互の友好の絆を深めてまいりたいと考えております。

なお、9月19日には敬老会、9月22日には梨マラソン大会、9月25日婚活

パーティー、10月2日町民体育祭陸上競技大会、10月30日道の駅ウォーキング大会等々、イベントがこれから続々開催をされます。どうぞ、皆様方にもご支援をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、本定例会に提案をいたしておりますのは、報告2件、承認2件、条例の制定及び一部改正その他5件、平成28年度一般会計及び特別会計補正予算4件、平成27年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定6件、人事案件の同意1件でございます。

まず報告第3号、第4号につきましては、ただいま担当課長からご報告をさせましたとおりでございます。

承認第7号は、平成28年度氷川町一般会計補正予算（第4号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をいたしましたので、報告をし、承認を求めるものでございます。

承認第8号は、氷川町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、報告をし、承認を求めるものでございます。

議案第30号は、地方公務員法において降任等の定義が明確化され、降給の基準を定める必要がありますので、氷川町職員の降給に関する条例を制定するものであります。

議案第31号は、地方公務員法において再就職者による依頼等の規制が規定され、退職管理に関する基準を定める必要がありますので、氷川町職員の退職管理に関する条例を制定するものであります。

議案第32号は、所得税法等の改正に伴い、氷川町税条例の一部を改正するものであります。

議案第33号は、平成28年度氷川町一般会計補正予算（第5号）でありまして、歳入歳出それぞれ14億7,119万9,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ88億1,698万3,000円とするものであります。

歳入の主な予算といたしまして、国庫支出金1億2,889万6,000円、県支出金4億6,934万円、繰入金1,469万5,000円、繰越金3億52万3,000円、町債5億4,820万円でございます。

歳出の主な予算は、総務費2億6,607万9,000円で、震災関係及び人事異動に伴います職員の人件費、合わせまして新村中塘公園整備事業の土地購入費及び財政調整基金の積立金であります。衛生費8億3,634万8,000円、これは熊本地震関連の塵芥処理費でございます。農林水産業費2億3,000万6,000円、これは先ほど申し上げました被災農業者向け経営体育成支援事業及び強い農業

づくり補助金であります。商工費5,329万8,000円、これは熊本地震での一部損壊家屋への住宅リフォーム等促進事業補助金でございます。

議案第34号は、平成28年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でありまして、それぞれ歳入歳出に6万3,000円を追加し、総額を24億3,959万1,000円とするものでございます。歳入の主な予算といたしましては繰越金6万3,000円で、歳出の主な予算は一般管理費でございます。

議案第35号は、平成28年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ3,913万9,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ15億3,426万9,000円とするものであります。歳入の主な予算は、繰越金3,913万9,000円で、歳出の主な予算は平成27年度分の国・県への返還金でございます。

議案第36号は、平成28年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ584万4,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ7億9,266万8,000円とするものでございます。歳入の主な予算といたしまして町債の700万円、歳出の主な予算は人事異動に伴う人件費等及び工事請負費でございます。

議案第37号は、氷川町道路線の廃止について議会の議決を求めるものでございます。

議案第38号は、熊本地震により被災をされた国民健康保険税の納税義務者への減免措置につきまして、国が示した特例基準を適応するため、条例を制定するものであります。このことにつきましては先に開かれまして国保運営委員会におきましてご意見をいただきまして、それをもとに再度県内の状況を調査をし、今回の条例制定に至ったところであります。

認定第1号から認定第6号まで、平成27年度一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算の認定につきまして、監査委員の意見書及び主要施策の成果に関する調書を添付をし、認定に付すものでございます。

同意第1号は、教育委員会の委員の任期満了に伴い、再任の同意を求めるものでございます。

以上、簡単にご説明申し上げましたが、具体的な内容につきましては担当課長よりご説明をさせます。慎重にご審議をいただきまして、円満なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。ごあいさつ並びに提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（永田義昭君） これから承認第7号から同意第1号まで、順次詳細説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） それでは承認第7号、専決処分の報告及び承認について説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求めるものでございます。

1枚開けていただきまして、1ページをご覧ください。専決第7号、平成28年度氷川町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるものでございます。第1条、歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ76万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億4,578万4,000円とするものでございます。

まず、歳入のほうより説明いたします。6ページを開けてください。65款、国庫支出金、10項、国庫補助金、15目、衛生費国庫補助金、5節の保健衛生費補助金の38万3,000円につきましては、災害等廃棄物仮置き場の土地借地料で2分の1の補助でございます。

90款、5項、5目の繰越金、5節の前年度繰越金の38万3,000円につきましては、補助残の歳出費用に充てるものでございます。

続きまして歳出の部、7ページをご覧ください。20款、衛生費、10項、清掃費、5目、塵芥処理費、14節の使用料及び賃借料の76万6,000円につきましては、歳入で申し上げましたが家屋を解体した残材等廃棄物を、現在直接指定される廃棄場所へ持ち込めない状況にあるため、一旦仮置きをし、処理することといたしましたので、仮置き場をスマートインターチェンジ近くの元旦ビューティ工業株式会社さんの所有の土地1万平米をお借りし、処理がスムーズに行われるようにするものでございます。スマートインターチェンジの建設工事の際、NEXCOが借地料とした額より町よりご相談申し上げましたところ、今回の熊本地震のことをお汲み取りいただき、安価な額で了解していただいたところでございます。今回計上した額は、9月から3月までの7カ月分でございます。

以上で、承認第7号、専決処分の報告及び承認について説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 税務課長。

○税務課長（岩本博美君） 承認第8号、専決処分の報告及び承認についてご説明いたします。

地方自治法179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容といたしましては、平成28年4月7日に専決し、平成28年5月臨時議会において承認済みの氷川町税条例等の一部の誤りを修正するための改正となります。なお、税条例の改正は平成28年4月1日から適用する必要があり、町議会

を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。

以上で、承認第8号の説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 総務課長。

○総務課長（陳野信次君） それでは議案第30号、氷川町職員の降給に関する条例の制定についてをご説明いたします。

氷川町職員の降給に関する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員法において降任が定義されたことに伴い、これまで降任と解釈されてきた降格が降給に該当することとなり、降給の基準を定める必要が生じたためでございます。

条例の内容は、第1条で本条例の趣旨、第2条で当該職員の職務の級を同一給料表の下位の職務の級に変更する降格及び号給を下位の号給に変更する降号の定義でございます。第3条及び第4条で降格及び降号する場合の事由、第5条で降給させる場合の通知書の交付、第6条で心身の故障の場合の受診命令に従う義務を規定するものでございます。なお、本条例の施行は公布の日からとするものでございます。

続きまして、議案第31号、氷川町職員の退職管理に関する条例の制定についてをご説明いたします。

氷川町職員の退職管理に関する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方公務員法において元職員の再就職による現職員への働きかけを禁止するもので、条例の内容といたしまして、第1条で本条例の趣旨、第2条で元職員の離職前5年間の職務に関して、離職後2年間現職員への職務上の行為を働きかけることの規制、第3条で再就職した元職員への再就職情報の届け出を規定するものでございます。なお、本条例の施行は公布の日からとするものでございます。

以上です。

○議長（永田義昭君） 税務課長。

○税務課長（岩本博美君） 議案第32号、氷川町税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

氷川町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、所得税法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令が平成28年7月1日に公布されたことに伴い、条例の一部を改正する必要があるためでございます。

改正内容といたしましては、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正により、海外金融機関等に係る利子所得、海外株式等に係る配当所得を分離課税するものであります。

以上で、議案第32号の説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（増永光幸君） 議案第38号、氷川町災害による被災者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例についてご説明いたします。

氷川町災害による被害者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めらるるものでございます。

提案理由といたしましては、平成28年熊本地震により被災した国民健康保険の納税義務者に対して、国が示した国民健康保険税の軽減及び免除の特例を適用するため、条例を制定する必要がありご提案するものでございます。

次のページをご覧ください。第1条で趣旨を記載しております。既に制定されています氷川町災害における被害者に対する国民健康保険税の減免に関する条例、以下減免条例と表現させていただきます。この減免条例により減免する国民健康保険税の税額についての特例を設ける旨の条項でございます。第2条では、特例の適用対象となる全壊、大規模半壊を平成28年熊本地震におけるり災証明で証明を受けた損害の程度と定義いたしております。第3条は、特例の対象となる税額・減免の割合を規定しており、住宅が全壊と判定された場合は10割、住宅が大規模半壊または半壊と判定された場合は5割を税額から減免するものです。現在、減免条例第2条の規定の一部読み替えて運用しております。減免割合が全壊が7割、大規模半壊が4割、半壊が2割の適用となっておりますので、本条例の制定により被災者の方々の負担の軽減を図るものでございます。

以上で、議案第38号、氷川町災害による被害者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例についての説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） それでは続きまして、議案第33号、平成28年度氷川町一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

まず、予算書を開けていただきまして1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14億7,119万9,000円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億1,698万3,000円とするものでございます。

補正予算の歳入の主なものより説明させていただきます。

9ページをご覧ください。55款、分担金及び負担金、10項、負担金、15目、農林水産業費負担金、5節、農業費負担金、強い農業づくり交付金事業負担金で吉野選果場の再整備事業へ八代市分の負担金300万円でございます。

10ページをご覧ください。65款、国庫支出金、10項、国庫補助金、15目、衛生費国庫補助金、5節、保健衛生費補助金の4億1,781万6,000円につきましては、災害等廃棄物処理事業費補助金、家屋解体に伴う事務費及び処理費等6月補正以降の住家等の解体申請に伴う追加補正でございます。

20目、農林水産業費国庫補助金、5節、農業費補助金の2億8,950万円の減額については、国が県へ補助し県より国の分まで含めて、県費補助金とするものでございます。

70款、県支出金、5項、県負担金、5目、民生費県負担金、50節、災害救助費負担金の180万円につきましては、ユニットハウス等借上料分でございます。これにつきましては100%の補助率でございます。

11ページをご覧ください。10項、県補助金、10目、民生費県補助金、5節、社会福祉費補助金の942万3,000円につきましては、地域支え合いセンター設置運営補助金、被災地の仮設住宅等に住まいの高齢者等の安心した日常生活を支えるため、見守りや生活支援、地域交流等の総合的な支援体制をつくるための補助金でございます。

20目、農林水産業費県補助金、5節、農業費補助金4億5,811万7,000円の主なものといたしましては、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金3億6,669万1,000円。環境保全型農業総合支援事業費補助金、畜産農家を含む3戸以上の営農集団が事業主体となり、環境問題等に対応するための施設整備に対し補助されます405万8,000円。攻めの園芸生産対策事業費補助金、人的負担の軽減を行い、品質向上・農業所得の向上を図るため施設等の導入とイチゴの包装機、出し棚、イチゴ自動換気施設534万2,000円。強い農業づくり交付金（平成28年度熊本地震被災施設整備等の対策）、吉野選果場復旧、選果機のラインの修繕・再取得、予冷庫の再取得、建屋資材倉庫等修繕、壁改修、舗装復旧等7,290万円及び西部カントリー復旧、建屋修繕、キュービクルの再取得787万6,000円の計8,077万6,000円。土地利用型構造改革推進事業補助金、農用地の利用集積を図り農業生産法人化計画の実施により、地域の農業への担い手として発展を目指す。今回は、農事組合法人アグリ吉野が対象となりまして、

農機の購入129万6,000円。これは2分の1の補助でございます。

80款、5項、寄附金、20目、5節の災害復旧費寄附金561万5,000円につきましては、8月まで取りまとめた額で6月補正以降の分で、長野県小谷村、公益財団法人熊本市町村振興協会、九州テクニカルメンテナンス株式会社、株式会社イゾイ代表取締役会長ほか11団体等よりいただいております。今回、熊本地震に伴う住宅リフォーム等促進事業費に充てさせていただきます。

12ページをご覧ください。85款、繰入金、5項、特別会計繰入金、20目、5節の介護保険特別会計繰入金1,329万5,000円につきましては、平成27年度介護給付費負担金返還金及び地域支援事業交付金返還金の町費分でございます。

10項、基金繰入金、15目、竜北物産館運営基金繰入金、5節、竜北物産館運営基金繰入金の140万円につきましては、物産館の厨房用食器洗浄機が故障し修理できないため買い替えるもので、基金を取り崩し繰入れするものでございます。

90款、5項、5目の繰越金の3,716万3,000円につきましては、前年度繰越金で歳入の不足分を調整するものでございます。

13ページをご覧ください。85款、繰入金、5項、特別会計繰入金、20目、5節の介護保険特別会計繰入金1,329万5,000円につきましては、平成27年度介護給付費負担金、これは先ほど申しましたね、申し訳ありません。13ページのところでございますが、99款、5項の町債の10目、衛生費、20節、災害対策債の5億1,590万円につきましては、災害廃棄物処理費の国・県費の補助残に対し、災害対策債を充てるものです。充当率が100%で、交付税が97.5%が対象となります。

20目、土木債、15節、合併特例債の1,740万円につきましては、道路改良事業1,710万円、単県事業負担金30万円を追加補正するものでございます。

25目、消防債、10節、合併特例債の450万円につきましては、氷川町役場庁舎危機管理室増築事業基本実施設計業務委託、防災機能を高めるため防災無線室や災害対策本部室等防災拠点とした庁舎の増築を図るためのものでございます。補助はございません。

30目、教育債、10節、合併特例債の550万円につきましては、竜北西部小学校プールが昭和48年3月建築され老朽化しているため、改修・付属棟改築事業420万円。竜北東小学校のプール、これも昭和48年3月に建築され老朽化し、また体育倉庫を利用した観覧席が設置されておりますが、経年劣化等で危険な状態ですので、プールの改修及び観覧席の撤去費用143万円で、いずれも改修工事に

伴う実施設計業務委託費でございます。これも補助はございません。

35目、災害復旧費、10節、単独災害復旧事業債の450万円につきましては、公共・公用施設災害復旧事業債、庁舎の渡り廊下復旧工事費200万円、それから社会教育施設災害復旧事業債、宮原体育館災害復旧工事費の250万円でございます。これにつきましては充当率100%で、交付税が97.5%が対象となります。

続きまして歳出の主なものといたしましては、14ページをご覧ください。10款、総務費、5項、総務管理費の5目、一般管理費、2節の給料の240万円の減額補正につきましては、4月の人事異動一般会計から下水道事業特別会計へ1名異動があったもので、これによるものでございます。

3節の職員手当等の1,667万円につきましては、熊本地震に伴う時間外勤務手当、6月に補正予算をいたしました但不足いたしますので、増額補正するものでございます。

15ページをご覧ください。15目、企画費、17節、公有財産購入費の446万2,000円につきましては、新村中塘公園整備事業に係る用地購入費で、不動産鑑定委託をいたしまして、価格の決定をいたしましたので畑3筆、田1筆、雑種地1筆、計の5筆、合計面積が3,341平米で地権者5名の方への用地買収費用でございます。

30目、電子計算費、13節の委託料、基幹系ネットワーク改修業務委託料の302万4,000円につきましては、基幹系ネットワークのセキュリティ更新に伴うものでございます。

35目、交通安全対策費、15節の工事請負費の285万4,000円につきましては、13地区からの地区要望による交通安全施設修繕及びカーブミラー7基、補修8基、セーフティパイプ6基、道路鉤が6カ所、道路標示が8カ所の設置工事でございます。

16ページをご覧ください。50目、財政調整基金費、25節、積立金の2億4,000万円につきましては、地方財政法第7条、歳計剰余金の2分の1を下らない額を翌々年度までに積み立てすることと規定されておりますので、今回、予算計上するものでございます。

10項、徴税費、10目、賦課徴収費、13節、委託料の159万円につきましては、固定資産家屋調査（非木造）業務委託料61万6,000円、固定資産税システム改修業務委託料97万9,000円でございます。

15款、民生費、5項、社会福祉費、5目、社会福祉総務費、13節、委託料の942万4,000円につきましては、地域支え合いセンター設置運営委託料、被

災地の仮設住宅等における高齢者等の安心した日常生活を支えるための見守り、生活支援、地域交流等総合的な支援体制を整備し、生活支援員への報酬や旅費、補助員、事務員の賃金及び活動費、この活動費といいますといきいきサロン、子育てサロン、健康支援などでございます。それと共通経費含む期間を半年間とするものでございます。

17ページをご覧ください。20項、5目の災害救助費180万円につきましては、災害救助法に伴う住家の修繕等の取扱いで住家の敷地内で住家からどうしても離れないことを条件に設置したユニットハウスのリース料を町が支払い、対象被災者へユニットハウスを貸付けするものでございます。

20款、衛生費、5項、保健衛生費、10目、予防費、12節、役務費の111万9,000円につきましては予防接種料で、平成28年6月の法改正によりまして、B型肝炎が法定予防接種の対象となり、10月1日より施行に伴うものでございます。

18ページをご覧ください。10項、清掃費、5目、塵芥処理費、11節の需用費の242万9,000円につきましては、消耗品費で災害等廃棄物処理事業、廃棄物仮置き場の設置に係る消耗品費、管理業務のための事務所、トイレ、手洗いに伴う消耗品費、電気料、上水道使用料でございます。

18ページから19ページにかけてでございますが、13節、委託料の5億1,441万8,000円につきましては、熊本地震災害廃棄物処理委託料1,449万2,000円、地震で損壊した家屋解体撤去委託料4億9,992万6,000円、家屋解体の申請により追加補正するものでございます。

14節、使用料及び賃借料の357万3,000円につきましては、災害等廃棄物仮置き場の設備、進入防止及び目隠しフェンス、ユニットハウス、仮設トイレ、監視カメラの6カ月間の借上料でございます。

15節、工事請負費の2,160万円につきましては、災害等廃棄物仮置き場の整備を行うもので、専決処分報告及び承認で説明しましたスマートインターチェンジのそばで、元旦ビューティ工業株式会社所有の土地1万平米を借用し、仮置き場として整備するものでございます。

19節、負担金補助及び交付金の2億9,256万9,000円につきましては、個人で家屋等解体を実施した損壊家屋等解体撤去済の費用、解体運搬費、廃棄物処理費を補助するものでございます。

25款、農林水産業費、5項、農業費、10目、農業振興費の19節、負担金補助及び交付金、2億2,151万2,000円の内訳につきましては、歳入でも申し上げましたが、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金で追加補正1億7,83

0万5,000円。強い農業づくり補助金（平成28年熊本地震被災施設整備対策）の吉野選果場被災施設の整備事業の追加補正及び西部カントリー被災施設整備事業の3,648万8,000円。攻めの園芸生産対策事業費補助金、旧熊本稼げる園芸産地育成対策事業でございますが、先ほど入でも申し上げましたがイチゴの包装施設、出し棚、イチゴ自動換気施設の導入534万2,000円、及び20ページをご覧ください。土地利用型構造改革推進事業費補助金、旧熊本土利用型農業競争力強化支援事業、入でも申し上げましたが農地の集積を図るとともに農業生産法人化を計画を基づいて担い手として発展を目指すためにございますが、内容は農事組合法人アグリ吉野が事業主体となりまして、6条の田植え機を購入129万6,000円、及び台風被害対策農業資金保証料助成事業補助金8万1,000円でございます。

20目、畜産業費、19節、負担金補助及び交付金の405万8,000円につきましては、3戸以上の営農集団等（畜産農家を含む）が主体となり、環境問題に対応できるような施設の改良整備として補助対象とするもので、ホイルローダーそれと堆肥運搬機を購入するものでございます。

25目、農地費、11節、需用費の273万3,000円につきましては、氷川排水機場1号機常時冷却水ポンプ修繕117万8,000円、沖塘排水機場傾斜ベルトコンベアモーター修繕106万1,000円及び農道地迫線修繕。これは豪雨による災害でございますが、49万4,000円でございます。

40目、物産館費、18節、備品購入費の140万円につきましては、物産館の厨房用食器洗浄機が故障して修理ができないため、購入するものでございます。

21ページをご覧ください。30款、5項、商工費、10目、商工業振興費、19節、負担金補助及び交付金の5,000万円につきましては、今回の熊本地震に限定した住宅リフォーム等促進事業費補助金、災害復旧として住家の一部損壊した被災者を対象に下限を設けず20万円を上限とし、既に修繕を行っている方も対象。町外業者は今年度のみの対象として補助するものでございます。なお、平成29年度も実施予定でございます。

25目、立神峡公園費、11節、需用費の100万円につきましては、管理棟のシャワー室のボイラーが故障しているため修繕するものでございます。

13節、委託料の200万円につきましては、立神峡公園内の配管されている下水道が詰まってマンホールポンプより汚水が溢れるため、マンホール及び下水管の清掃業務を委託するものでございます。

22ページをご覧ください。35款、土木費、10項、道路橋りょう費、10目、道路維持修繕費、11節、需用費の308万円につきましては、町道若洲堤防

線ほか6路線の修繕費でございます。15節、工事請負費の500万円につきましては、町道河原鹿島西網道線道路維持修繕工事費及び西野津立石新田線道路修繕工事費でございます。

23ページをご覧ください。15目、道路新設改良費、15節、工事請負費の1,800万円につきましては、町道河原鹿島西網道線道路改良工事費でございます。

24ページをご覧ください。40款、5項、消防費、10目、非常備消防費、9節、旅費の242万7,000円につきましては、熊本地震に伴い各消防分団員が昼夜を問わず住民安否確認、避難誘導等地域の安心安全のための活動実施による費用弁償でございます。

15目、消防施設費、19節、負担金補助及び交付金の317万9,000円につきましては、7地区からの消防水利マンホール蓋、地上式消火栓、防火水槽防護柵、ホース格納庫、消防水堰板、それと防火水槽用の給水用バルブ等の設置工の要望による消防用施設整備補助金でございます。

25目、災害対策費、13節、委託料の1,468万9,000円につきましては、現在実施しています防災システム基本計画策定と合わせて本庁舎の防災機能を高めるため、防災無線室・災害対策本部室等を考慮し、庁舎の増築に伴う氷川町役場庁舎危機管理室増築工事の基本・実施設計業務委託でございます。623万1,000円でございます。今回の地震を受け、39地区すべてに地区防災計画の策定を今回いたします。その氷川町地区防災計画策定の業務委託料といたしまして、845万8,000円でございます。平成28年度から30年度までの3年間で策定するものでございます。

25ページをご覧ください。45款、教育費、10項、小学校費、5目、学校管理費、13節、委託料の586万円につきましては、入でも申し上げましたが竜北西部小学校プール改修・付属棟改築工事、昭和48年3月に建設により20年経過し、老朽化しているため改修・改築等をするための実施設計業務の委託料443万円。竜北東小学校プール改修工事、これにつきましても昭和48年3月建設により老朽化、及び倉庫の上部に観覧席が設置されていますが、経年劣化いたしております危険な状態ということで、撤去を含めた改修工事に係る実施設計業務委託料143万円を計上するものでございます。

26ページをご覧ください。25項、保健体育費、10目、保健体育施設費、15節、工事請負費の255万円につきましては、宮原体育館が被災し復旧するための工事費でございます。

50款、災害復旧費、5項、農林水産業施設災害復旧費、10目、農地災害復旧

費、15節、工事請負費の116万円につきましては、平成28年発生災害農地復旧工事の若洲地区の農地での追加補正でございます。

27ページをご覧ください。10項、5目、公共土木施設災害復旧費、11節、需用費の1,210万円につきましては、町道の災害復旧13カ所の修繕料でございます。

28ページの給与費明細及び31ページの地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書につきましては、ご覧いただきたいと思っております。

次に前のページに戻りまして、5ページをご覧ください。第2表、債務負担行為の補正でございます。まず氷川町庁務手等業務委託でございます。期間は平成29年度から平成31年度までの3年間で、負担行為の限度額2億2,579万6,000円でございます。

続きまして、氷川町情報ネットワークシステム利用料でございます。期間は平成28年度から平成33年度までの6年間で債務負担行為額の限度額7,000万円でございます。

次に氷川町地区防災計画策定業務委託でございます。期間は平成29年度から平成30年度までの2年間で、負担行為限度額2,114万5,000円でございます。

6ページをご覧ください。第3表、地方債補正でございます。追加でございます。1衛生債で限度額5億1,590万円、2教育債では550万円の限度額でございます。2の変更では、1土木債の補正前の限度額1億1,820万円を1億3,560万円へ、2消防債では補正前の限度額5,810万円を6,260万へ、3災害復旧債では補正前の限度額1,140万円を1,630万円へ補正するものでございます。

以上で、議案第42号、平成28年度氷川町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 休憩します。10分間、50分から始めます。

-----○-----

休憩 午後2時40分

再開 午後2時50分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（増永光幸君） 議案第34号、平成28年度氷川町国民健康保険特別

会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

平成28年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億3,959万1,000円とするものです。

6ページ、歳入をご覧ください。補正としましては、45款、繰越金、5項、繰越金、10目、5節、その他繰越金に6万3,000円を計上いたしております。

7ページ、歳出をご覧ください。補正としまして、5款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、12節、役務費の5万円につきましては、保健師の健康センター常駐化により設置する国保総合システムの光回線使用料を、10目、連合会負担金、19節、負担金補助及び交付金の9,000円につきましては、国保総合システム機器の保守負担金を、45款、諸支出金、5項、償還金及び還付加算金、15目、償還金、23節、償還金利子及び割引料の4,000円につきましては、老人保健交付金に係る返還金を計上するものです。

以上で、議案第34号、平成28年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。

続きまして、議案第35号、平成28年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

平成28年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,913万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億3,426万9,000円とするものでございます。

6ページ、歳入をご覧ください。補正としましては、45款、5項、5目、5節繰越金で3,913万9,000円を計上いたしております。

7ページ、歳出をご覧ください。主な補正としましては、35款、諸支出金、5項、償還金及び還付加算金、5目、第1号被保険者保険料還付金、23節、償還金利子及び割引料201万6,000円につきましては、目名にあります第1号被保険者保険料の年金特別徴収分や修正申告に係る過年度分の還付金を計上いたしております。10目、償還金、23節、償還金利子及び割引料2,370万6,000円につきましては、平成27年度の介護給付費負担金に係る国庫・県への返還金を、

平成27年度の地域支援事業交付金に係る国庫・県支払基金への返還金をそれぞれ計上いたしております。

次の8ページをご覧ください。28節、繰出金1,329万5,000円につきましては、平成27年度介護給付費負担金と地域支援事業交付金に係る町一般会計への返還金を計上いたしております。

以上で、議案第35号、平成28年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（前崎 誠君） それでは、議案第36号、平成28年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして説明いたします。

平成28年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補正予算書を開けていただきまして、1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ584万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,266万8,000円とする補正でございます。増額の主な理由といたしまして、下水道面整備の早期完了のため、平成28年度より下水道体制の強化に伴う人件費の増額補正並びに新築家屋の増加に伴う単独事業費の増額補正であります。

歳出からご説明いたします。8ページをご覧ください。5款、公共下水道事業費、5項、公共下水道事業費、5目、総務管理費、2節、給料240万円、3節、職員手当等219万4,000円、4節、共済費、80万円を人員増により増額補正するものです。

10目、公共下水道維持費の19節、負担金補助及び交付金455万円は、流域下水道維持管理負担金について負担水量の確定により、減額補正するものです。

15目、公共下水道建設費、13節、委託料の478万円は社会資本整備総合交付金の満額執行のため、委託料と工事請負費と上水道等移設補償費で、事業費組替えを行うため減額するものです。

15節、工事請負費の管渠築造工事1,421万2,000円は、目内の事業費組替え及び新築家屋の増加に伴う単独事業費の増額補正であります。

22節、補償補填及び賠償金の上水道等移設補償費443万2,000円を社会資本整備総合交付金の満額執行のため、目内の事業費組替えを行うため減額するものです。

続いて歳入の説明に入ります。7ページをご覧ください。5款、分担金、負担

金、5項、分担金、5目、分担金、5節、分担金について、一括納入が想定より少なかったため201万3,000円を減額するものです。

25款、繰越金、5項、繰越金、5目、繰越金、5節、繰越金について85万7,000円を増額するものです。

35款、町債、5項、町債、5目、下水道債、5節、下水道債につきましては、社会資本整備総合交付金の満額執行のため、目内組替えを行い、財源の分担金収入源を起債で対応するため、700万円を増額するものです。

以上で、議案第36号、平成28年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明を終わります。

続きまして、議案第37号、氷川町道路線廃止についてご説明します。

それでは議案第37号、氷川町道路線廃止については、道路法第10条第1項の規定により、別添調書のとおり町道の路線を廃止することとする。提案理由といたしまして、氷川町道路線の廃止については、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める必要があるためでございます。

次のページに廃止路線調書を、その次のページに路線図を付けておりますのでご覧いただきたいと思っております。路線番号10549の太尾線でございます。廃止理由といたしましては、宇城市小川町を起点とし八代市を連結する小川八代線が、平成28年7月1日に路線廃止されました。これに代わり、道の駅北側の県道鹿野赤迫線と町道太尾線を含む大野交差点を県で一体的に整備するため、町道太尾線を県道に区域編入し国道3号を起点とする路線として、八代市を連結する路線が平成28年7月1日で氷川八代線として認定されたため、太尾線を廃止するものであります。

議案第37号の説明を終わらせていただきます。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） 続きまして、認定第1号、平成27年度氷川町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

地方自治法第233条、第3項の規定により、平成27年度氷川町一般会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見を付して議会の認定に付すものでございます。決算の認定につきましては、配付しております別冊の資料、平成27年度における主要な施策の成果に関する調書の中で事業の内容等を詳しく記載しておりますので、決算の概要について説明させていただきます。

まず、決算書の歳入の部の1ページ、2ページをご覧ください。5款の町税であります。予算現額、調定額、収入済額は記載しておりますので省かせていただきます。不納欠損額、5項の町民税で217万5,105円、10項の固定資産税で

233万243円、15項の軽自動車税では13万8,400円であります。また、収入未済額は5項の町民税で1,776万7,951円、10項の固定資産税で2,735万295円、10項の軽自動車税では170万7,351円でございます。

続きまして3、4ページをご覧ください。55款の分担金及び負担金、10項の負担金で136万2,760円の収入未済額がありますが、養護老人ホーム入所者負担金4万900円、保育料132万1,860円でございます。60款の使用料及び手数料、5項の使用料14万5,000円、300円の収入未済額がありますが、町営住宅使用料と駐車場使用料でございます。

続きまして、5、6ページをご覧ください。99款、5項の町債で収入額と予算現額との差1億670万円につきましては、繰越事業に係る部分と実際の借入額の差額の合計額でございます。

以上で、歳入につきましては説明を終わらせていただきます。

次に歳出に移りまして、7ページ、8ページをご覧ください。10款の総務費、5項、総務管理費での翌年度繰越額3,900万9,000円につきましては、マイナンバー導入に伴う通知カード・個人番号カード事務委任交付金事業、地方創生加速化交付金事業、情報セキュリティ強化対策事業でございます。15項、戸籍住民基本台帳費の翌年度繰越額38万9,000円につきましては、個人番号マイナンバーカード交付事務交付金事業の分でございます。15款の民生費、10項、児童福祉費の翌年度繰越額95万1,000円につきましては、保育所等におけるICT化推進事業でございます。15項、福祉センター費の翌年度繰越額9,979万6,000円につきましては、竜北福祉センター給湯設備改修事業分でございます。20款の衛生費、5項、保健衛生費での翌年度繰越額100万4,000円は海岸漂着物対策事業分でございます。30款、5項の商工費での翌年度繰越額27万6,000円は地方創生加速化交付金（県南広域観光連携の事業分）でございます。

次に7から8、9から10ページにかけてをご覧ください。35款の土木費、10項の道路橋りょう費で翌年度繰越額2,484万1,000円は、町道笹尾迫線道路改良事業及び町道北川反甫北鹿野線道路改良事業分でございます。

12ページ以降の事項別明細書の歳入歳出につきましては、委員会審査会の中で各担当で説明をいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして153ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額68億8,564万5,225円、歳出総額64億1,639万2,425円で、歳入歳出差引額4億6,925万2,800円で、翌年度へ繰り越すべき財源の

確保に繰越明許費繰越額 8 6 1 万 4, 0 0 0 円を控除いたしまして、実質収支額は 4 億 6, 0 6 3 万 8, 8 0 0 円となります。実質収支額のうち、地方自治法第 2 3 3 条の 2 の規定による基金繰入額につきましては、2 億 4, 0 0 0 万といたし、平成 2 8 年今年度の 9 月補正、今日の今後の補正予算で積立財政調整基金へ積立して計上しているところでございます。

次に 1 5 4 ページからは、財産に関する調書でございます。1 5 5 ページ、1 5 6 ページの公有財産の総括表でご説明いたします。

(1) 土地及び建物の年度中増減があった主な所のみ説明申し上げます。まず、行政財産の公共用財産の公園で 4 0 6 . 8 7 平米の面積の増は、早尾地区公園のわいわい広場の借地をしていたものを購入したため、6 0 7 . 8 7 平米の増。それから竜北公園の地籍調査による変動で 2 0 1 平米が減の面積分の差し引きしました面積でございます。その他の施設での 8 6 7 . 0 5 平米の面積の増は排水機場分で、平成 2 2 年県より財産譲与されたもので、計上漏れによるものでございます。建物の木造面積の減の 4 6 . 2 8 平米は、町営住宅宮原引揚げ住宅の 1 棟を解体したものです。非木造面積の減、8 5 . 7 6 平米は八火図書館面積 2 9 6 . 2 6 を解体したものと、排水機場の 2 階部分の計上漏れ面積 2 1 0 . 5 平米により差し引き、8 5 . 7 6 平米の減でございます。

次に普通財産の宅地面積減 8 4 . 3 6 平米は都市農村交流施設用地、国が設置しております防災備蓄倉庫が建てられている土地の一部を、国道 3 号県道赤迫線交差点改良事業に伴い、県が買収したものでございます。その他で 5 8 9 . 1 平米の面積の増については、河原地区で旧本島医院の跡地を寄附いただいた分と本山地区の県道改良に伴い町道の一部が廃止となり、普通財産として消防ポンプ小屋敷地として本山地区へ無償で貸付をしているものでございます。建物の非木造面積につきましては、増減の変動はございません。

1 6 1 ページの山林、有価証券の増減はございません。

1 6 2 ページの立木の推定蓄積本数につきましては、平成 2 7 年度台風 1 5 号による被害があっており、現在、全国森林組合により調査が終了いたしてございまして、保険費用等の試算が行われております。その被害の結果が当町へ報告があり次第、修正いたしたいと思っております。

1 6 3 ページをご覧ください。出資による権利についても増減はございません。

1 6 4 ページをご覧ください。2 の物品につきましては、2 0 万円以上の備品等で平成 2 7 年度に移動がありました分について表の中の決算年度中増減高で数量を掲載しておりますので、ご覧ください。3 の債権につきましては、奨学資金貸付金の貸付及び償還が行われており、平成 2 7 年度は償還金が 2 2 8 万 7, 0 0 0 円の

減となっております、現在高は1,339万円となっております。

165ページをご覧ください。基金の財政調整基金の決算年度中の増減高が2億6,316万5,000円の増となっておりますのは、利息及び地方自治法第233条の2の規定による基金繰入をしたものでございます。合併振興基金の5,937万5,000円の減につきましては、ソフト事業へ充当し財源としたものでございます。

最後に167ページをご覧ください。土地開発基金運用調書につきましては、基金の積立状況であります。決算年度中増減高で5,802万8,000円の減につきましては、鏡消防署氷川分署建設事業に伴い、土地購入及び立木の補償費用として事業主体である八代広域行政事務組合へ負担金として出資したものでございます。

以上で、平成27年度氷川町一般会計歳入歳出決算書の認定についての内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（増永光幸君） はい。認定第2号、平成27年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

1、2ページをお願いいたします。歳入について、5款の国民健康保険税に関する不納欠損額が417万3,590円で、そのうち主なものとして、医療給付費滞納繰越分が291万3,943円で、対象世帯は68世帯となっております。

次に、事項別明細書の11ページ、12ページをお願いいたします。歳入、5款、国民健康保険税の現年度分の収納率は95.2%となっております。過年度分につきましては、収納率21.6%となっております。

続きまして19ページ、20ページをお願いいたします。歳出でございます。10款、保険給付費で14億1,240万961円は、前年比4.3%の増加となっております。

31ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額24億9,980万6,814円、歳出総額24億1,462万3,109円、歳入歳出差引額8,518万3,705円となっております。

次のページ、32ページをご覧ください。財産に関する調書でございます。国民健康保険基金の決算年度末現在高は4,433万8,297円となっております。

以上で、認定第2号、平成27年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の

認定について説明を終わらせていただきます。

続きまして、認定第3号、平成27年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものでございます。

33ページ、34ページをご覧ください。歳入につきましては、5款、保険料に対する不納欠損額が146万6,800円で、対象者は52名となっております。

次に事項別明細書の41、42ページをご覧ください。介護保険料の収納率につきましては、現年度分の収納率は99.9%となっております。過年度分につきましては、収納率18.4%となっております。

続きまして、51ページ、52ページをご覧ください。歳出につきましては、10款、保険料給付費の支出済額は12億8,254万3,220円で、前年比5%の増となっております。

59ページをご覧ください。実質収支に関する調書です。歳入総額14億4,999万3,443円、歳出総額13億8,029万9,780円、歳入歳出差引額6,969万3,663円です。

次のページ、60ページをご覧ください。財産に関する調書です。介護給付費準備基金の決算年度末現在高は9,369万5,942円となっております。

以上で、認定第3号、平成27年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を終わらせていただきます。

○議長（永田義昭君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（前崎 誠君） 認定第4号、平成27年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付け、議会の認定に付します。

61ページをご覧ください。歳入についてですが、分担金につきまして収入済額1,168万100円、不納欠損額としまして、平成23年度までの不納欠損者として対象人員が47名で、不納欠損額は747万円です。収入未済額として637万6,100円となります。下水道使用料ですが、収入済額が1億2,568万6,390円、不納欠損額が平成16年度からの不納欠損処理としまして、77名の656万1,040円となります。収入未済額については、711万300円となります。

歳出についてですが、主なものについてご説明いたします。73ページをご覧ください。

ださい。10目、公共下水道維持費の主なものは19節、負担金補助及び交付金でございまして、流域下水道維持管理負担金4,957万6,170円となります。その下15目、公共下水道建設費、工事請負費1億5,527万5,409円で、不用額は82万4,591円となります。

77ページをご覧ください。実質収支に関する調書といたしまして、歳入総額6億428万860円、歳出総額5億9,396万1,187円、歳入歳出差引額1,031万9,673円、実質収支額としまして1,031万9,673円となります。

78ページ、財産に関する調書はここに記載しておりますので、あとでご覧ください。

続きまして、認定第5号、平成27年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付け議会の認定に付します。

歳入についてですが、84ページをご覧ください。歳入について主なものは、一般会計繰入金で921万6,000円になります。

歳出の主なものにつきまして、92ページ、93ページをご覧ください。歳出の主なものは公債費元金892万7,600円、23節の償還金利子及び割引料、28万7,539円となります。

次ページをご覧ください。94ページでございまして。実質収支に関する調書で、歳入総額932万5,598円、歳出総額921万5,139円、歳入歳出差引額11万459円です。実質収支額としまして11万459円となります。

財産に関する調書はここに記載のとおりでございまして。以上で説明を終わります。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（増永光幸君） 認定第6号、平成27年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

96ページ、97ページをご覧ください。歳入につきまして、主な歳入としまして5款、後期高齢者医療9,435万800円、保険料の収納率は99.6%となっております。不納欠損額が10万2,300円で、対象者は10名となっております。

次に事項別明細書、歳入の102ページ、103ページをご覧ください。20款、歳入金につきましては一般会計より保険基盤安定繰入金として4,734万3,919円を繰り入れております。

106ページ、107ページをご覧ください。主な歳出は、10款、後期高齢者医療広域連合納付金が1億4,183万8,519円で、前年比3.2%の減となっております。

最終ページ110ページをご覧ください。実質収支に関する調書でございます。歳入総額1億4,585万9,861円、歳出総額1億4,556万5,783円、歳入歳出差引額29万4,078円となっております。

以上で、認定第6号、平成27年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明を終わらせていただきます。

○議長（永田義昭君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 同意第1号につきまして、ご説明を申し上げます。

次の者を氷川町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

住 所 熊本県八代郡氷川町吉本58番地

氏 名 豊暉原 素峰

生年月日 昭和34年4月30日生でございます。

同氏は、平成24年11月から教育委員会の委員の職務に精励をされております。現在2期目でございます。その間、教育委員長も歴任をされております。PTA活動等の経験、また温厚で実直な人柄が示すとおり献身的にその職務にご尽力をいただいているところであります。今後も、教育委員会の委員として活躍が期待できますので、再任いたしたく同意をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（永田義昭君） 次に、決算の認定について監査委員から審査意見書が提出されておりますので、その説明を求めます。本田代表監査委員。

○代表監査委員（本田孝志君） それでは、監査をいたしましたので報告いたします。

平成27年7月21日から平成28年8月17日までの間、町長より提出されました平成27年度の各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書等の書類について、計数の確認を行うとともに各担当職員から関係書類の提出を求め説明を聴取し、予算執行の適宜並びに会計処理の適切で合理的に行われているかなどを審査いたしました。

審査の結果についてご報告いたします。平成28年7月21日付で町長より提出

された27年度の会計について報告します。各会計歳入歳出及び歳入歳出決算書、同事項別明細書、先ほどの同じですので省きます。提出された書類につきましては、いずれも地方自治法施行令施行規則に示された様式に基づいて作成されている。また、各決算の数値については適正であると認めます。

なお、予算執行について財政運営については、意見書の34ページに記載をしておりますので、ご覧いただきたいと思ます。

以上で終わります。

○議長（永田義昭君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。

まず、承認第7号について質疑はありませんか。江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 今回、専決の承認議案が出ているんですけど、これは元旦ビューティ跡地に仮置き場をつくりたいので、その用地について76万6,000円だったですか、用地についての予算を土地の借上料、賃貸の借上料を専決されたということで提案されていますけれども、実はこの後の補正予算には、ここの土地を借り上げます、借り上げた後に整地だけなのか、内容としては整備工事と書いてありますけれども、整地だけなのか何なのかの説明はありませんでしたが、ここの元旦ビューティに仮置き場を設置するためには、この借上料だけでは基本的にはどれだけの事業になるのかということのはわからない。今回補正で出てきているので、それと合算して初めてここでいいのかどうかということの判断を議会としてはやらなければならないんじゃないかなと思う。ところが、なぜこの用地代だけ専決しなければならなかったのか、というところがちょっと疑問がありまして。今日は15日ですか、10日、専決から10日しか経っていませんので、この間にこの専決しなければいけない理由、それは多分、議会を招集してその議決を経ている間にその時期を失するような場合、要するに今日の議会まで待たずに専決しないと、もう借りれないという状況にあったかどうか。そこのところを1つ、専決しなければいけない理由を教えてもらいたい。現に多分、元旦ビューティとは賃貸借契約をこの5日から今日までの間に結ばれていると思ますので、それがいつ結ばれたのか。専決しなければこの契約ができなかった理由、それについてまず1つお伺いしたいと思います。

○議長（永田義昭君） 町民環境課長。

○町民環境課長（野田俊明君） ただいまの江寄議員の質問、専決しなければならなかったのかということですがけれども、一応8月31日付で契約を締結しております。9月に入りまして現場に入って、現場を調査したいということがありましたので、専決をさせていただいております。急いだ理由というのは、そういうところです。以上です。

○議長（永田義昭君） 江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） それでは、元旦ビューティとの契約はいつされているんですか。

○議長（永田義昭君） 町民環境課長。

○町民環境課長（野田俊明君） 申し上げたと思いますけど、8月31日です。

○議長（永田義昭君） 江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） それでですね、元旦ビューティと8月31日に契約されたというのですが、ここの元旦ビューティ跡地なんですけども、町長、ここは町長が、あの元旦ビューティ跡地は企業誘致をする本町において、ただ1つの場所です。で、商工観光課長のほうで企業誘致の先を探して、農業と関係のあるようなそういうふうな施設をというふうなことを話をさせていただいたところです。また私たちも元旦ビューティの企業に出て来てもらうために、この議会全員で、全員でですね、元旦ビューティに頭を下げに行って、あそこにぜひ、元旦ビューティさん来てもらえませんかというふうに、町長も一緒に同行していただいて行ったところです。企業誘致をするという場所として、最高に町長が最初にあそこを決定された場所に、今回、廃棄物を置きましょうということを提案されています。私はこれから先の震災復興のためには、企業誘致先として町長があそこを決められているわけですから、元旦ビューティにあの時は数億、あと4億と言われたんですかね、5億ぐらい事業があればなということは、元旦ビューティさんはもう出て来ない状況になってしまっているんじゃないか、私はそう思うんです。しかし、あそこの元旦ビューティさんが出て来ないから、あそこに町長は企業を誘致しますで、これから企業誘致しなければいけない所に廃棄物を置いて、まあ私は2年もつとかかるかもしれません。その分で企業誘致先がなくなる、これからの震災復興がやはり企業誘致することによって本町の活気を取り戻す、いうことも必要だと思うんです。

そこで、私はあそこに仮置き場をすると決定するに至った理由として、この氷川町に、町内に何カ所仮置き場を置けるだろうかと、そういう検討の中であそこに決められたと思いますが、何カ所ぐらい仮置き場を検討されたのでしょうか。そして、その検討にあたって今回2千4、5百万かかるのかな、整備費。その他の所、どのくらいの整備費がかかるのか、いつから仮置きできるのか。すぐにでも仮置きしたいわけですよ、今。り災された方お待ちですので、すぐにでも仮置きできる所はないだろうか。台風被害で置いた所もありました。そういう所も多分検討されていると思いますが、仮置き場をどのくらい、何カ所検討されたか。それから、企業誘致場所を潰していいのか、そこのところの検討がなされたかどうか。費用はどのくらいかかるのか。そこらへんの検討結果、ここの元旦ビューティに決めたんだという

ことだと思しますので、その経過をちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長（永田義昭君） 町民環境課長。

○町民環境課長（野田俊明君） はい。まず江寄議員の最初の質問ですね。まあ、企業誘致のほうは別の担当がすると思えますけれども、まず仮置き場の選定につきましては、数カ所検討しております。今回の熊本地震における解体家屋の仮置き場の面積要件をですね、種類ごとに8つから10ほどのブースを設ける予定で、まず最低でも1万平米以上を見込んで検討しております。

次に、その中で1つ目は今議員おっしゃられました浜牟田橋下の河川敷ですけれども、面積要件は十分に備わっておりますけれども、今後台風などの風水害の際に水位が高くなったときのことを考えた場合に問題があると判断しました。次に竜北グラウンドですけれども、まず役場前の幹線道路側から車は進入は可能です。あそこの橋が12トンまで大丈夫かなと考えております。しかしながら、もち米の収穫時期に農協の東部カントリー前が大変混雑する中での車両の通行を心配しました。それと、竜北グラウンドにおきましては、10月2日に町民体育祭秋季大会等も予定されております。町民総出での催し物でありまして、そのほか今後も氷川町だけではなく地域の様々なイベントが予定されております。確かに、そういったイベントは桜ヶ丘グラウンドでもできるんじゃないかなという意見もあるかもしれませんが。しかしながら、もち米の収穫や竜北グラウンドですね、竜北グラウンドで予定されている様々なイベントの開催は、熊本地震からの復興に向けた氷川町民や周辺地域が元気を取り戻す1つのイベントの機会であるということを考えましたときに、選定の決断をちょっとなかなか判断することができませんでした。そのほか、若洲グラウンドや竜北公園いこいの広場なども検討しましたが、ともに6,000平米に満たない広さで面積要件を満たさないんじゃないかなということで判断いたしました。そうした中、大型車両が十分通行できる高塚にありますスマートインターチェンジ近くの元旦ビューティ工業株式会社の3万平米に目を付けたところで打診しましたところ、そのうちの1万平米ならということで、快くご協力をいただきましたので仮置き場として選定させていただいた次第です。ここに仮置き場を設けますと、南関町にあります県の最終処分場エコア熊本をはじめ、県内の様々な処分場に廃棄物を運搬するのに利便性があると考えておりますし、災害廃棄物の処分等に対して見極めが甘く、公費解体の事業を遅らせている身分でおこがましいのですが、今後は一刻も早く仮置き場を整備し、解体を望んでいる被災された方の付託に誠心誠意応えていきたいと思っておりますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（永田義昭君） 江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） そしたら、ちょっと私、さっき日にち間違えたと思いますが、8月25日に予算補正して今日提出ですが、5日の日に提出ですけれども、この10日間で8月31日に契約をしましたと。で、8月31日に契約しなければならない理由は、立ち入ってどのくらいの整備費用がかかるのか、それを見るために早めにやらなきゃいけないという説明だったかと思いますが、その契約書、賃貸借契約書の中の特記事項に「整地はうちでします。例えばフェンスは、さっき目隠しの仮設がちょっと出てきましたけども、その2千数百万の整備費用はうちでします。目隠しはします。仮設としてします。撤去はどこまで。整地を綺麗に本来、元旦ビューティさんがしなければならない整地を、うちで綺麗にしてあげます」ということが、特記事項の中に謳われていますか。

○議長（永田義昭君） 町民環境課長。

○町民環境課長（野田俊明君） ただいまの江寄議員の質問。本来元旦ビューティ工業がやらなければならない整地というふうな解釈でなくて、今回は仮置き場としての整地です。これは、元旦ビューティ工業がしなければならないというふうな整地という考え方ではなくて、仮置き場の整地としてやります。その仮置き場の整地のやり方は、元旦ビューティ工業さんが望んでいらっしゃる整地ではないかもしれません。以上です。

○議長（永田義昭君） 片山裕治君。

○8番（片山裕治君） 今の件について、課長、少し時間があつたので、今まで全協をもう2回ほど開いていただいたので、本当だったら全協を開いてほしかったというのが1点と、元旦ビューティ工業さんは快く今度の借地、まあ借りられるということで快く貸していただけるということになりましたけれども、本来ならば企業誘致等で工場または倉庫、雇用の促進につながるということで、私たちは期待していたわけなんですけれども。本当にここ近年の間に元旦ビューティ工業さんというのは、進出して来るのか来ないのかというのが2点目。

最後に、仮置き場として7カ月で76万円を出資するわけですけども、7カ月で仮置き場、延長するということはないのかあるのか。それ3点聞かせてください。

○議長（永田義昭君） 町民環境課長。

○町民環境課長（野田俊明君） 片山議員、2点目の元旦ビューティ工業が進出して来るか来ないか、ちょっと私は差し控えさせていただきたいなと思っておりますけれども、よろしいですか。

○8番（片山裕治君） はい。

○町民環境課長（野田俊明君） はい、それと全協のほうで説明をいただきたいということだったんですけども。議長、すみません。質問をもう一度よろしいですかね、

片山議員の。1番目の質問です。ちょっと、もう一度すみません。ちょっと、忘れてしまいました。

○議長（永田義昭君） 全協を開いて。もう1回、ならもう1回お願いします。

○8番（片山裕治君） ええと、1つ目は、全協をもう少し余裕をもって、こういう議論がしたいから、早く開いてほしかった。1回してほしかったというのが1点目。

それと2点目が、大体元旦ビューティ工業さんというのは、あそこに工場をつくりたいからあそこ買われたわけですね。で、工場または倉庫をつくるということで、私たちも雇用の促進につながるということで期待していたわけですよ。その中で、仮置き場になってしまえば、また工場つくるにしても倉庫つくるのも遅れるわけだし、実際快く貸していただいたのは嬉しいんですけども、それが今後の進出に影響するってことがあるのか。だから、出て来るのか出て来ないのかというのが2点目。

3点目に、来年の3月まで借りてますけども、その後延長というのがあるのか、ないのか。もうちゃんと3月まで片付けてしまいますよということでいいのか。それを教えてください。

○議長（永田義昭君） 町民環境課長。

○町民環境課長（野田俊明君） 1点目の全協については、確かに議員のおっしゃるとおりで、もうちょっと詳しく説明する時間を設けられたらよかったなと今思っております。申し訳ございません。

2点目のほうは、私はちょっと差し控えさせていただきたいと思っております。回答のほうはですね。

3点目。3月まで今回予算が上がっているが、その後の予定はどうするのか。一応目標としましては、とりあえず3月までで公費解体をとりあえず目標としております。その中で29年度におきましても、別の事業として環境省のほうが予算を上げなさいということで言っておりますので、29年は29年度で、解体分あるいは諸々の整備あたりの費用を計上させていただきたいなと思っております。この災害の廃棄物の処理に関しては繰越しというのはございません。単年度ごとに補助対象になりますので、ちょっと特異な形になりますけれども、今、議員おっしゃられましたように最悪の場合は29年度の予算も必要となるかなと考えております。以上です。

○議長（永田義昭君） 笠原良一君。

○10番（笠原良一君） ええと、ちょっと関連で、私、これは議案33号でお尋ねしよかなと思っておったわけですよ。しかし、ちょっとこれ関連しとるもんだけれども、ここでしますが、2,160万円ですね、これ計上してあります。これは全

額町持ち出しですか。それとも補助金かなんかあれば、補助金がどれくらいあつとかわかりますか。

○議長（永田義昭君） 町民環境課長。

○町民環境課長（野田俊明君） これは補助対象になるものでございます。基本的に2分の1なんですけれども、交付税措置等々されまして最大97.5%。去る7月26日だったですか、閣議決定されて、この熊本地震におきましては、災害対策債を発行できる見込みのある市町村は最大で99.7%までの補助対象が見込めることになっております。うちの場合はその0.3%の負担ではないかもしれませんが、2.5%、市町村負担が2.5%から0.3%の間になるみたいで、ちょっと27.5%以上の補助対象になり得る見込みでございます。以上です。

○議長（永田義昭君） 笠原良一君。

○10番（笠原良一君） さっき、こう聞いてですね、元旦ビューティさんの今持ち分が3万平米ぐらいあるとじゃないかなと思いますが、この私、出て来るか出て来んかそれまでは知らんけど、3万平米。1万平米したけんで言うち、出て来よう思ったら、元旦ビューティさんは残った所を貸して、2万平米のうちにどれだけするか。その余地はあるとじゃなかるかなと思いますが。こら元旦ビューティが出て来る出て来んなわからんけど、何万平米残つとるわけですか、あと。わかりますか。元旦ビューティの持ち分ですね。前は4万どがしこ平米あったつでしよ。

○議長（永田義昭君） 町民環境課長。

○町民環境課長（野田俊明君） 現在、公簿上で、3万1,002平米ということになっております。

○議長（永田義昭君） 米村洋君。

○9番（米村 洋君） 町民環境課長ね、元旦ビューティからね、これ7カ月間借りたというような話だったね、さっき。そうですか。

○議長（永田義昭君） 町民環境課長。

○町民環境課長（野田俊明君） とりあえず、8月31日の契約ではですね、9月1日から3月31日まで借り上げるというような契約をしております。

○議長（永田義昭君） 米村洋君。

○9番（米村 洋君） あのね、これ今から整備をしてですね、町長、これとてもじゃないがね、何年もかかると思うんですよ。1回借りて1回整備をしたら、今から結局ですね、公費解体で町発注の仮置き場をつくらなきゃならない。それに対して単年度、例えばその7カ月といっても、また更新更新で結局数年間は契約を延長しなきゃならないと思いますね。そのへんのところも、町民環境課長、議会によく説明するという、そしてね先ほどね、全協と片山議員が言ったんだけど、それは議長が

これに対して議会はこういうと思ってるからというね、全協を開けと言わなきゃいけない。だからね、長いスパンに仮置き場を使用しなきゃならないという想定で、はっきりものを言ったほうがいいんじゃないのかなと思うんだけど。そのへんはどう。

○議長（永田義昭君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） それぞれ江寄議員、それから片山議員、米村議員さんもその用地の部分につきましては大変ご心配もあられるのかなと思っておりますし、私どもも今回の仮置き場が必要になることさえ、この前の8月10日のあの時も申し上げましたとおり、仮置き場が必要であるということさえ、あの時点までまだまだわからなかったわけでございます。その中で、どうしても仮置き場を町で設けないと解体が進んでいかないという現実を踏まえて、それから急いで、じゃあ、どこの場所にするのかという、先ほど課長から申し上げましたとおり、幾つかの場所も候補地に上げてまして検討いたしました。すぐ使えるのは、町民グラウンドすぐ使えるじゃないかというご意見もございますが、やはりあそこは町民のみならず、多くの人たちがスポーツをする場所としてこれからも使っていかなくちゃなりません。あるいは、近隣には住宅もございます。なるべく、近隣に住宅のない簡素な所を選ぶべきだろうという視点からも、あの場所を選んできたわけでございますし、企業誘致にしましても諦めているわけでも何でもございませぬし、元旦ビューティさんもあの土地は活かしていきたいという気持ちはお持ちでございますし。しかし、3ヘクタール残っておりますけれども、すべてを元旦ビューティで使うという計画は今のところ持たないと。ですから、仮に1ヘクタールを使ったとしましても、あと2ヘクタールは他の企業さんでもどうぞお使いくださいという部分のご返事もいただいております、担当課のほうで県と一緒になしまして、元旦ビューティ以外の企業さんの進出を、今一生懸命模索をしているところであります。その中で、あの1ヘクタールの土地をお借りするというのは、私たちも苦渋の選択でございましたが、先ほど言いましたようないろんな条件を総合的に判断しますと、あの場所が一番適地なのかなということでご相談をし、そういった状況であるならば、どうぞお使いくださいというお返事の中で、現在に至ったということでございます。当然、それに対します整備費用等々も必要になるわけですので、セットで予算を専決すれば一番すっきりしたんでしょうけれども、それではどうしてもその経費がかさむものですから、その分まで含めて専決処分というわけにはいかないと。しかし前提になりますのは土地でありますので、その土地につきましてはご相談ができるということで、早めに契約をさせていただくということで専決をさせていただいた。その前提が整った上で、今回この用地費等あるいは整備費等も9月議会に計上をさせていた

だいたということでございますので、そのあたりのところ、ぜひご理解をいただきたいと思っておりますし、企業誘致を諦めたわけでも何でもありませんし。まあ併用して入口は当然今の入り口を設けますけれども、今度お借りしますのは一番その中でも奥まった所の場所でございます。今、行っていただければわかると思っておりますけれども、今もう草ぼうぼうの状態でございますし、他の所は土砂の仮置き場ということで早尾園・八祥苑さんが活用されるということで、これもご無理を申し上げましてインターチェンジの工事の時出た土砂をあそこに置かせていただいた。これから今、早尾園・八祥苑さんが持ち出しをして、その整備をされておりますけれども、そういったところでの土地が搬出されてしまいますと、その2ヘクタールの部分はきちんと企業用地としての要を果たすわけでございますので、そちらはそちらとしてこれからまた一生懸命進めてきたいと思っております。いずれにいたしましても、セットで提案をしてご意見をいただくのが一番よかったわけでございますが、そういった事情で用地の部分を急がせていただいたということで、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（永田義昭君） 米村洋君。

○9番（米村 洋君） 町長ね、この仮置き場ですね、例えば協会がね、・・・解体からね処理まで全部するかなという話のもとにね、これは進んでいったと思えますね、解体は。ところが協会がどうしても解体しても処理場が受けてくれないからということで、再度行政に相談を来たことにおいて非常に手を打つのが遅れたということもあるわけですね。だからもう緊急性を有したということで。ただね、ここに1ヘクタール借りたんですけれど、今から解体始まります。そしたらね、品目がどれくらいのもが出てくるのか、まだわかりません。で、何品目を制限されるのかもまだ決めてないんじゃないかと思うんですね。例えば県あたりは4品目というように決めているんですが、とんでもない十何目の品目が出てくるんじゃないかという想定をするわけですね。ところがこの1ヘクタールで、果たして間に合うのか間に合わないのかということの、これは1つの想定をしとかなきゃならない問題があると思えますね。そのへんのところもよく検討されて、早急に整備をされてですよ、結局解体を早急に迅速に進めなんということが今一番必要だと思えますね。そのへんのところをちょっと決意を再度言っていただきたいですが。

○議長（永田義昭君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 先ほど収集品目、分別品につきましては課長のほうからおおむね8品目という目途を付けていると。数量につきましても解体の件数から大体その1ヘクタールあれば、その8品目に分けたときにも足り得る面積だろうという試算はいたしております、その1ヘクタールが出てきております。要はあのう期間の

問題が一番心配されている部分もございまして。おっしゃるとおりでございまして、現実的なことを考えますと7カ月で済むのかというのは、多分無理だろうと思っております。そこで元旦さんの交渉の時には、おおむね1年程度という話はしてございますが、先ほど言いましたとおり、単年度単年度の契約でないと国のほうも認めてくれないという部分もございまして、まずは7カ月の契約をさせていただいたということでございまして。その交渉の段階では、1年間あるいはひょっとしたらそれよりも延びるかもしれないということは、元旦さんのほうにもお繋ぎはしておりますが、ただ今回の契約としましては、3月までということで一応切らせていただいて、その状況を踏まえながら先ほど言いましたとおり、必要な期間をお願いをしていかないかなのかなという思いは持っておりますが、じゃあいつまでなのか、というのはなかなか見えてまいりませんが、そういった部分は、含めた上でこれからその事業を進めていかならんと。何を言いましても、解体を早く急いで進めていくというのが私どもの今一番の使命かなと思っております、そういった意味でもぜひご理解をいただければなという思いでございまして。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） そこで商工観光課長にお伺いしますよ。

企業誘致に関して、何ら今回の仮設する分については支障はないと考えてよろしいですか。

○議長（永田義昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西田美子君） 商工観光課のほうからお答えいたします。企業誘致につきましても、町長から先ほどございましたとおり、現在県ともお話をしながら、そして進出の話も随時ございますので、そこも話を進めております。元旦ビューティ工業さんのほうにも、そのようなお話をおつなぎしながら、ただ具体的な進出の時期ですとか進出の希望される事業所につきましても、具体的な時期はございませんので、時期が具体的になりましたときにまた町のほうと協議をしながら優先順位のほうを考えながら、進めていきたいと思っております。

あの場所は議員も言われていましたとおり、町にとって企業誘致有力な場所であると考えていることに変わりはありません。これからも、企業誘致のほうに進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（永田義昭君） ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

次に、承認第8号について質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第30号について質疑はありませんか。江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 総務課長にちょっとお伺いします。今回職員の降給に関する条例、これは今までにどういう形で条例として存在していたのか、もう全然なかったのか、というのが1つ。

それからもう1つちょっと気になるところが、その任命権者がこの降給を決めるにあたって、結局町長の指示に従わない、町長の指示に従わないという表現はおかしいかな。町長に意見する「ああ、町長それまずいですよ」「こういうやり方もありますよ」という意見する職員がいなくなるんじゃないか。町長、任命権者が勤務年数、その他職員の資質に判断してこういうことをやっていくんだということになれば、非常に問題があるのかなと思うんですが、そのところはどういうふうと考えていけばいいのか。

それから、これずっと読んだんですけど、非常に難しく判断できないんですが、第3条のウですね、ウの所の一番最後に「当該適格性を欠く状態がなお改善されない」と、町長がそういうふうを考えるわけですね。「されないとき（イ及びロに掲げる場合を除く）」というのは、何を除くか。ロというのがどこにあるのかもわかりませんが、どういうふうはこの町長が職員を適格性に欠くと判断して降給してしまう。これを簡単に認めるような条例になってしまうんじゃないかという懸念がありますが、そのところはどういうふうを考えればいいんでしょうか。

○議長（永田義昭君） 総務課長。

○総務課長（陳野信次君） まず1点目のこれまでの対応でございます。

これまでも職員の降格というのは、懲戒処分に準じてあつてきたところでございます。懲戒処分につきましては、地方自治法に規定された懲戒免職から戒告まで4段階に分けてございます。そのほか、現在与えられている職にふさわしくないというような事案があつたときには、町の懲戒処分に準じたところで降格という処分もあつてきたところでございます。今回、新たに設けなくてはならなくなったといいますが、その降格というのがこれまで給与上の降格の扱いであつたということで、仮に5級の課長から4級の課長補佐へ降格させるというような場合、給与の扱いの降格という意味合いがこれまであつてきたということ、これが前提でこれまでやってきたところですが、今回の地方公務員法の改正によりまして、あくまで職員の給与については、その職に応じた給与を格付けするというので、仮に5級の課長から4級の課長補佐へ職を配置換えするというような場合には、5級から4級、課長から課長補佐への格を下げるということで、そこが明確になってきたということで、今回新たにこの降格を厳密に規定する条例が必要になってきたというこ

とで、今回条例を提出させていただいたというところでございます。

それと、2点目の任命権者への意見がなかなかできなくなるのではないかとのご心配でございます。これにつきましては、やはり今回制定しております条例の中で、必要な手続きというのは当然取る必要がございますし、一番出てまいりますのが、やはり先ほど言いました懲戒審議会での意見が、まあ町長はその委員ではございませんけれども、懲戒審議会の中で処分については審議をし、それを町長のほうへ具申をされるという手続きがなっております。その意見具申を町長は参酌して処分の決定を下すということになってまいります。

それから3点目の町長が定める措置を怠ったにも関わらず当該適格性を欠くと、これにつきましては本人に、今町のほうでも人事評価やっておりますけれども、本人のその職における適格性について改善を求めた場合、任命権者の方から認めた場合、「あなた、こういうところに資質として不足がある」というような場合に、その改善を申し出た場合に、それについて本人が真摯的にそれに取り組まないというような場合に、一時期数年前だったかと思っておりますけれども、大阪市のほうで職員が研修を受けたにも関わらず、本来の職務に復帰することができないということで懲戒処分を、免職を受けた事例があったかと思っております。そういうような場合も想定し、あくまで今回の条例も国家公務員に準じた規則の改正という形になっておりますので、大きな規模での今回の改正という形になっておりますけれども。まあ、あれば適用はできるんですが、今、本町の職員ではそこまでなるような事案はないのかなと想定をしているところでございます。すみません。

○議長（永田義昭君） 米村洋君。

○9番（米村 洋君） あのね、この課長ね、この条例を制定すると降給ということ。よっぽどね、公務員として平等性がなってない。例えば休みを長期間に取ったり、非常に平等性がならないということだね、これはいかんということを出されたかなという気持ちがあるんですけど、そのへんのところはどうですか。今現在降給に値する職員は、今その課長はいないようなことを言ってたんだけど、いるんじゃないの、普通は。正直言ってよ。

○議長（永田義昭君） 総務課長。

○総務課長（陳野信次君） それぞれの職員、頑張って自分に与えられた職務に頑張っていたら。

○9番（米村 洋君） あのね、職員の勤務状態は何か月休んだら、何日出たらまた何か月休むことはできるの。それは、どうなの。

○議長（永田義昭君） 総務課長。

○総務課長（陳野信次君） 職員が公に休暇を取得できますのは、年次休暇とそれから

病気休暇というのが特別休暇でございます。特別休暇につきましては、その病気休暇につきましては90日を限度ということになっております。90日を過ぎますと、必然的にそれから先は欠勤、年次休暇もなければ欠勤という形になってまいりますので、給与に響く、給与の減額という措置になってまいります。

○9番(米村 洋君) 90日休んで、また一日二日出てきて、また診断書出したらまた休めるの、90日間。

○総務課長(陳野信次君) 今の件につきましては、最初の病気が90日で完治したとみなして職務に復帰するというので、その職務に復帰した日から確か20日か21日、3週間、間を置かないと次の同じ病気での私傷病休暇には入れないということになってまいります。

○議長(永田義昭君) 米村洋君。

○9番(米村 洋君) 今、うちの町にそれに値する職員はいるんじゃないの。先ほど。いるんだったら、どしどしだね処分していかなきゃならんですよ。条例を制定することにおいては。

○議長(永田義昭君) 総務課長。

○総務課長(陳野信次君) 厳しいご指摘もいただいたところでございますけれども、1つは職員につきましては、今言いましたような特別休暇、それとまた地方公務員法で守られた職員としての身分を守るためのいろんな措置がございます。もう休暇がなくなって、私傷病休暇の期間も済んでしまったということで直ちに懲戒免職という形じゃなくして、現在の制度では分限制度による病気休暇の分限休職という扱いが2年間は得られるという制度になっておりますので、それを取得している職員も今若干1名はいるという状況でございます。

○9番(米村 洋君) 辞めさせなきゃいかんね。

○議長(永田義昭君) ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(永田義昭君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第31号について質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(永田義昭君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第32号について質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(永田義昭君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第38号について質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第33号について質疑はありませんか。河口涼一君。

○1番（河口涼一君） 3点ございますが、1項目ずつ言ったほうがよろしいですかね。3項目一遍に質問していいですか。

○9番（米村 洋君） 議長、議長、ちょっと河口議員が長くなるようだったら、ちょっと休憩しましょうか。

○1番（河口涼一君） いえ、長くはなりません。

○議長（永田義昭君） 今何分だ、1時間半ばつかなるですね。ここで休憩いたしますが、ちょっと5時を回ったときは延長しますのでよろしく願いいたします。

-----○-----

休憩 午後4時19分

再開 午後4時27分

-----○-----

○議長（永田義昭君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、総務課長のほうから議案第30号の議案の修正をお願いしたいという旨がございましたので。総務課長。

○総務課長（陳野信次君） 大変失礼いたしました。先ほどご審議いただきました議案第30号で、江寄議員が大変難しかということで、第3条第1項第1号、ア、イ、ウのウです。ここに括弧書きして「イ及びロ」と記しておりました。大変申し訳ございません。第1号のア、イの間違いでございました。お詫びして議案のほうの修正をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（永田義昭君） それでは34号について、先ほど河口議員の。河口議員。

○1番（河口涼一君） この質問は深く内容を追及するようなものではございません。簡単にお答えいただいて結構ですが。

まず16ページの一番下、民生費ですね。ここで委託料942万4,000円計上してありますが、地域支え合いセンター設置運営委託料ということですが、勉強不足で申し訳ないですが、地域支え合いセンターというのはどこにあって、どういふことをなさるのかということ、ちょっとお教えいただければ。多分、私だけ存じてないのかもしれませんが。

それから17ページ、民生費、災害救助費、ここは180万円計上してありますが、ユニットハウス等の借上料ということですが、これは一体何棟分なんですか。

それともう1点。3点目が21ページですが、これが今回の肝になるかと思いますが、商工費の10番、商工業振興費5,000万円、住宅リフォーム等促進事業

補助金、このことでお尋ねをしたいんですが。これまでどおりこれは20万円を上限に補助をしますよということで、先ほどのお話でしたら今回、この分に限っては町外の事業者も認めるというお話だったですかね、はい。それから申請から交付に至るまでの期間、手続きなんですけど、実はもう前震が発生してやがて5カ月ですか、経とうとしていると思うんですが、その間待ちきれなくてももう手短なところで済ませたよと。一部損壊でどうせ出ないということでですね。そういう方たちが、4月まで遡って申請対応していただけないもんだらうかと。できれば、私たちも被災された方にいろいろお話し聞いたんですが、聞いた中で使えないということだったもんですから、リフォーム事業ありますよということで、こちらのほうをどうぞお使いくださいということで、もしかしたらその時すぐ行かれた方もおられるかと思うんですが、これまで待っておられた方もおられるかとは思いますが、そこまで含めてお考えなのか。以上3点をお尋ねします。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（増永光幸君） まず1点目の、地域支え合いセンターについてのご質問にお答えしたいと思います。

これは県下被災地の仮設住宅を設置しております16市町村で、仮設住宅を設置いたしておりますが、その仮設住宅に入居されている方々と合わせて被害に遭われた方々のサポート、要するに相談的な受け身的な相談ではなくて、積極的にこちらから相談に押し掛けるという表現は適切かどうかはございませんが、積極的にその相談に応じるという制度をとるもので、氷川町においては町の社協に委託する予定でございます。県下16市町村においても社協に委託するような流れで、現在進んでおります。なお、内容としましては社協の事務員を中心に相談支援員2名、それに係る補助員2名、人的な部分をこの補助金を使って構築してまいりたいと考えております。なお、熊本県は県の社協のほうに委託する予定でございまして、県の社協と町社協、密接な関係もございまして社協のほうに委託するには一番よろしいかと考えております。以上、説明終わります。

○議長（永田義昭君） 河口涼一君。

○1番（河口涼一君） この名称からして、支え合いセンター設置ということで、場所はもうこの社協の中にあるということで、例えばこちらの今のまあ本所と言いますか、今の事務所がそのセンターということで理解していいんですね。今、宮原に何とかセンターとかありますが、別にそちらに置くということではなくて本所のほうに置くということによろしいわけですね。

○議長（永田義昭君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（増永光幸君） はい。今、おっしゃいましたとおり、センターを新た

にどこかにつくるというものではございません。現在、竜北福祉センターのほうに社協がございいますが、そちらの建物の中に一部スペースを確保しまして、支え合いのセンター的な機能を充実させていきたいと考えております。

○1番（河口涼一君） わかりました。

○議長（永田義昭君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（前崎 誠君） はい、それでは河口議員さんの2点目のユニットハウスの設置のことについてご説明します。

住家と同じ敷地内に、ユニットハウスやコンテナハウスをリースにより設置する場合に対象になります。市町村がリースを行い、それを被災者の方に貸し付けるものになります。住宅部分のみの対象になります。先ほど件数と言われましたので、リース最高額の3万円の5件分の12カ月分、180万円を組んでおります。以上です。

○議長（永田義昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西田美子君） それでは住宅リフォーム事業について、ご説明をさせていただきます。町長の説明、企画財政課の課長の説明にもございましたとおり、今回の地震によりまして、被災された一部損壊の住宅に対する支援の策でございます。住宅リフォーム事業、ご存じのとおり平成24年度から実施をしております。既に5年目となりますけれども、被災された方でこれまで本事業を利用されていない方は既に補修のために申請をされ、完了をされているところもございます。しかし、本事業は当初から1物件1度が事業として申請を受け付けておりますので、これまでこの4年間で申請をされていた方については、もうこの事業では対象にならないというところではございましたが、ご存じのとおり一部損壊の家屋に対しましては支援がないということでございましたので、この事業でその方たちへの支援をしていこうということで、この事業をただし書きによりまして対象を見直したものでございます。ということですので、まず最初の上限と率につきましては、この事業20%の20万円ということで変わらず対応をしてみたいと思います。また既に工事、4月から5カ月が経っておりますので、工事に着工・完了されていらっしゃる方も既にこれまで申請をされて、今回もこのリフォーム事業の対象にならないと思われてされている方もいらっしゃると思いますけれども、そういった方も当然対象にしていかなければいけないと思っております。その場合は、この事業に対象でないということで町外の事業者、登録でない事業者の方に施工をお願いされている方もあろうかと思いますが、その場合も対象としていきたいと思っております。

周知の方法といたしましては、今回、現在約660件の一部損壊の被災の方がい

らっしゃいますので、その方々への個別の通知。また来月号の広報誌でまだ証明を取られていらっしゃらない方もあろうかと思っておりますので、その方々への周知の意味では広報誌を通じてご連絡を申し上げたいと思っております。そして安心安全な生活を一刻でも早く取り戻していただきたいということで、この震災の枠につきましては来年度までを計画しております。予算措置が前提となりますので、これまでのリフォーム事業に合わせましてこの震災対応につきましても、皆様方のご理解と今後とものご支援をお願いしたいと思っております。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

○議長（永田義昭君） 河口涼一君。

○1番（河口涼一君） 繰り返しになりますが、整理をさせていただくと、既に工事が終了していても遡って、この施工をですね、いつから施工をするという日に遡って補助対象になるということですのでよろしいですね。わかりました。

○議長（永田義昭君） 商工観光課長。

○商工観光課長（西田美子君） 本来であれば、登録事業者ということで本事業進めてまいっておりますけれども、先ほど申しましたとおり震災、地震から5カ月が経過しておりますので、遡って対応をさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（永田義昭君） 米村洋君。

○9番（米村 洋君） あのね、今ね、ちょっと関連するんだけどね、町長ね、この一部損壊について非常に5,000万円予算計上してみえた、これ単費事業ということでね、非常に大きい財政を伴うわけですね。よく決断されたと思うんですが、今、熊本県でうちの町と御船の町ですかね、2カ所がその補助の規定が何か一部損壊にあるということをお聞きしたんですが、そちらの町がどれぐらいの補助金を出すのかわからないんですけれど、これはどんどんどん周知徹底されてやっていただきたいと思ひますね。

それとね、町長ね、1つちょっとその私の個人的な願ひがあるんですが。このユニット的なことに関連して、野津の仮設、あるその議員がね、非常にねむかついととがあるわけですよ。その2年間、2年間で撤去するのকাশないのか。それはちょっと難しいというのが私の見解なんですよ。本人に説明した。あれは2年間で、その1つの仮設を撤去するというのは、非常に難しい。2年で復旧復興はともじゃないが難しいだろうと。だからやっぱり4年5年かかって、あわよくばあれを払い下げてもらって、町営住宅ということも視野に考えなきゃならないと。そのへんのところをですね、もしも地域のグラウンドを取り上げたとかいうようなことを、非常に危惧していることにおいて、じゃあ2年先に撤去しないとか、3年先に

撤去しない場合、その人たちのグラウンドなりどこかでつくってあげようとか、そのへんのところをちょっと、意思の疎通をちょっとこの議会を通じてちょっと諮っていただきたいんですが、いいでしょうか。

○議長（永田義昭君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 応急仮設住宅につきましては、3カ所に建設をいたしました。公共の施設用地を優先せろということでございまして、その中でもやはり生活のしやすい場所を選ぶべきだろうということで、3カ所を選ばせていただきました。当然、その段階で少し地元の方々とやり取りが不足した部分は、もうお断りをしたいと思っておりますし、区長会の皆様方あるいはその直接の協会の皆様方にも、お詫びを申し上げたところであります。その上で、応急仮設住宅、基本的には最長2年というのが国の基準でございまして、現段階ではその2年というのが1つのいわゆるタイムリミットだろうと思っております。それよりも早く自分で復興できた方は、もう退去されるわけでございますので、そういった所をずっと残すということにはならないと思っておりますが、ただ、おっしゃいましたのは最悪の場合という話でございますが、そのことは現段階でそこまで言及することは私のほうからは言及は避けたいと思っております。

そのあとの活用につきましても、現段階で私どもが軽々とそのことを述べることはよろしくないと思っております。ただ、現実の問題としては、そういった時点で2年後どういった判断をすべきなのかというのは、その時点でまた判断をさせていただきたいというふうな所存でおります。

○議長（永田義昭君） 松田達之君。

○7番（松田達之君） 今、町長が説明で、こらですね、やっぱこら震災で困った人がおんなはるけんね、そこの点が時間的に時間がなかなか、やっぱり話合いをするべきだったと思う。こら町長、本当ですたい。こらね、野津の区長会、各種団体寄せて、そこ30分、1時間でよかったですたい。そこの点がなかったけんて言わしてもですね、やっぱり役場に来て副町長、町長の・・・あったんですばってんね。やっぱり、そこん点ばですねあれば、わしもそぎゃん強く言わんわけですたい。そらですね、やっぱ野津の前ん時も、やっぱあそこのグラウンドに元の一守町長がつくったわけですたい、アパートば。して、グラウンドまでつくる予定だったですたい。して野津の区長会は、「こら、でけんて。こらもう百何十年もやっぱ南部小学校の跡地でグラウンド、ここだけは残してくれ」って言ってから一守町長、つくらなかつたわけ。それですけんね、やっぱ反対じゃなかつですたい。これは、やっぱ最初ですね、野津の区長会、各種団体寄せて話合いするなら、なんじゃなかつですたい、うん。やっぱこれしこ震災を受けてあれしとんなら、やっぱ反対じゃなかつ

っですけん、こら。そこばやっぱわきまえてもろうてですね。今後また、よろしく
お願いしたいと思います。以上です。

○議長（永田義昭君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 松田議員も地元の議員として、大変お気遣いがあるのかなと思
っております、先ほど申し上げましたとおり、確かにスタート時点で少し行き違
いがあったところはもう認めざるを得ません。その上で、それぞれ皆様方にはしっ
かりとご説明をしご了解をいただいたところでございますので、先ほど申し上げま
したとおり、議員のほうといたしましても、まあとにかく使わせてくれと、先のこ
とはその時点でまたしっかり考えていこうじゃないかということは、どうぞ皆様方
にもおつなぎをいただきたいと思っておりますし、野津の区長会の皆様方にも区長
会ありました時に、しっかりと私のほうからお詫びは申し上げたところでございま
すし、先ほど言いましたとおり、グラウンドゴルフあるいはゲートボールの協会の
会長さんにも担当課長が行きまして、その旨をお詫びを申し上げご協力をいただ
いたところでございますので、その気持ちはやっぱりありがたく思っております
ので、よろしくお願いいたしたいと思えます。

○議長（永田義昭君） 片山裕治君。

○8番（片山裕治君） 19ページの14節、使用料及び賃借料、15節の工事請負費
のところ質問させていただきます。

昨年の台風に続き、今年の地震があったわけなんですけども、産業廃棄物の仮置
き場の必要性というのが、やはりあったと思います。そういう中で、今後もまた災
害というのが起こるかもしれないということで、そこで今回ここ2,500万円と
いう数字が合わせて出ていますけども、これも来年の3月までの話であって、また
継続すれば4,000万、5,000万なるかもしれないというところで、今後の課
題として、仮置き場等の土地という重要性というのがあるんじゃないかなと思いま
す。そういった中で、氷川町で3千坪ぐらい、もうこのくらいぐらい金額かかるん
だったら、購入したらどうだろうかと思うんですけども、その点についてどうい
う判断されていますか。ちょっと教えてください。

○議長（永田義昭君） 町民環境課長。

○町民環境課長（野田俊明君） 今の片山議員のご質問は、元旦ビューティの土地をそ
のまま購入したらどうかなということですけども、先ほど、まあ。

〔「違う所」と呼ぶ者あり〕

○町民環境課長（野田俊明君） 失礼しました。違う土地、もしそういう土地が見当た
っていたら今回応急的にそちらを借るというふうな算段もできたのかなと思ってい
ますけれども、現在、公有財産でそういった面積を持っているところがかなり限ら

れてきているのかなと思います。そういった意味で、今ご指摘がありましたけれども、そういう土地が確保できれば、町としてもそれにこしたことはないんですけども、今後、ちょっと検討していきたいと思っています。こういう答えで、答えになっていませんけれども、これでよろしいでしょうか。以上です。

○議長（永田義昭君） いいですね。ほかにありませんか。江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） 1つだけ。今回震災予算、随分上がってきてます。財政措置については補助金、それから起債の交付金裏付け等の説明がっております。今回、震災の家屋解体についておおむね試算すると10億、今のところ10億程度。まだこれ増えてくるんじゃないかと思うんですけども、そのうちのほうの、氷川町としての財政を顧みたときに、この財調をどのくらい切り崩さなければいけなくなってくるのか。単費として、最終的に今回5,000万が上がりましたけれども、単費としてどのくらい出していかなきゃいけないのか。これから先の氷川町の財政として問題ないのかどうか。そこらへんの試算をしながらやられているのかどうか。企画財政課長に聞きたいんですが、そこまで試算されているかどうかをちょっとお伺いします。

○議長（永田義昭君） 企画財政課長。

○企画財政課長（森田寿也君） 一応は、ある程度まだ財政調整基金がございますが、それをどれだけ今度の災害で、震災で取られるかというのは、まだ見えておりません。まるまる見えていません。今からまたあると思いますので、大体これくらいだろうというところで、今は計上させていただいておるところでございます。以上でございます。

○議長（永田義昭君） 江寄悟君。

○5番（江寄 悟君） うちの氷川町の予算が100億、もう到達する可能性が出てきました。本当に財政については、非常に有能な職員がいますから、その厳しさも頭に入れながら、私はその単費事業をやっていくべきだと思います。ただ今回のリフォーム事業については、町長から説明を受け、ぜひやっていただきたいと思いますが、国保の減免についても町長は早速やっていただいて、私は国保審議会の会長として非常に嬉しいところです。そういう財政のものを議員として知りながら、予算の執行に賛成するか反対するかというのを考えていきたいと思っています。実質、町長どうでしょう。これから100億の予算を多分経験しないであろう、これからも経験しないであろう予算になっていくんですが、それを預かっている町長として、ここの予算計上についての腹づもりを少しお聞かせいただければと思います。

○議長（永田義昭君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 議員おっしゃいますとおり、私たちのこの町政運営というの

は、いわゆる予算主義でございます。財政あつての事務執行でございます、常にその予算というものは、あるいはその財源というものは考えておかなければならないと思っております。今回の分につきましても、単費で突っ込む分がたくさんございますけれども、先ほど言いましたとおり国からの裏負担、その他の交付税負担等があるという前提での今回の88億の予算でございます、これを我が町だけでこういった予算を組むということは、これは皆無でございます。そういったことは常に考えておきながら、そしてそのことは常に皆様方にオープンにして、これだけの事業をやっていきますと、ここにはこれだけの裏負担がありますと、最終的にうちの負担がこれだけありますということは、常にオープンにして皆様方にまたご相談をしていきたいと思っておりますので。そしてまた、節約できるところはしっかり節約をしながら、次の投資へのまた準備もしなくちゃならないと思っておりますので、そのあたりはしっかり考えていきたいと思っております。

○議長（永田義昭君） いいですね。質疑なしと認めます。

次に、議案第34号について、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第35号について、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第36号について、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第37号について、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第1号について、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第2号について、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第3号について、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第4号について、質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第5号について、質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、認定第6号について、質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。

次に、同意第1号について、質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第6号までは、次回定例会まで総務文教並びに産業建設厚生常任委員会に付託して、継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第6号までは次回。

[「議長、議長、何て言いなつた。決算認定を常任委員会に何て。」という者あり]

○議長（永田義昭君） 付託して継続審査とすることにご異議ありませんか。そして、異議なしだったでしょ。

[「まだね、常任委員会に付託はせんよ。まだ決めてないよ、そういうことは。認定をいつやるのかも、まだ決まってないし。」という者あり]

○議長（永田義昭君） なら、継続審査でいいでしょ、はい。まあ一応、形はどっちでも継続審査、もうあとは委員会のほうに、はい。

[「・・・決定したものとないもので・・・でください。訂正してですね、もう1回、再度、言ってください。決算認定についてはというところからですね。」という者あり]

[「決算認定については継続審査にしますで。」という者あり]

○議長（永田義昭君） 継続審査でしょ。はい。ああ、そうか。継続審査ですね。

訂正します。お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第6号までは、次回定例会まで総務文教並びに産業建設厚生常任委員会へ継続審査

とすることに。

[「そこを言わない。」という者あり]

○議長（永田義昭君） 継続審査とします。ご異議ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（永田義昭君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第6号までは次回定例会まで継続審査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（永田義昭君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。どうもお疲れでした。

-----○-----

散会 午後4時57分